

令和元年度

# 包括外部監査結果報告書

「県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について」

令和2年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 坂井俊介

# 目次

1. 包括外部監査の概要.....	1
1.1 外部監査の種類.....	1
1.2 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
1.4 包括外部監査対象期間.....	1
1.5 外部監査の方法.....	2
1.6 外部監査の実施時期.....	3
1.7 外部監査人補助者の資格と名称.....	3
1.8 利害関係.....	3
1.9 本報告書の取扱い.....	3
2. 包括外部監査における検証の視点.....	4
2.1 県の人口予測.....	4
2.2 予算規模の推移.....	6
2.3 県税の占める割合.....	8
2.4 他団体比較.....	10
2.5 包括外部監査の検証の視点.....	11
3. 県税の概要.....	13
3.1 県税の内訳、徴収額の推移.....	13
3.2 税目ごとの概要.....	13
4. 監査の結果及び意見.....	24
4.1 個人県民税.....	24
4.2 法人県民税.....	28
4.3 県民税利子割.....	32
4.4 県民税配当割.....	32
4.5 県民税株式等譲渡所得割.....	33
4.6 個人事業税.....	33
4.7 法人事業税.....	37
4.8 不動産取得税.....	40
4.9 鉾区税.....	48
4.10 県固定資産税.....	48
4.11 自動車取得税.....	48
4.12 自動車税.....	50
4.13 県たばこ税.....	51
4.14 地方消費税.....	52
4.15 ゴルフ場利用税.....	53
4.16 軽油引取税.....	54
4.17 狩猟税.....	57
4.18 滞納税金の管理.....	58
4.19 デジタル化の取組.....	71
5. 総括.....	74

# 1. 包括外部監査の概要

## 1.1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

## 1.2 選定した特定の事件（テーマ）

県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について

## 1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

和歌山県を取り巻く環境としては、23 年連続で人口減少が進んでいる。若年層の県外への流出も進んでおり、歳入の減少が見込まれ、一方で少子高齢化が進むことにより歳出は増加していくものと考えられる。和歌山県では、数次にわたる行財政改革推進プランに基づき、不断の行財政改革に取り組んできており、財政状況の改善に着実な成果をあげてきているが、今後も、少子高齢化に伴い増加する社会保障関係経費や公共施設等の老朽化、さらには国の財政健全化に向けた動向による地方財政への影響などに対応していく必要がある。

「世界とつながる愛着ある元気な和歌山」の実現に向け持続可能な財政運営のためには確実な歳入の確保が必須である。

和歌山県の歳入には、県税、地方交付税、諸収入などがあり、令和元年度の当初予算は、5,531 億円であり、このうち、和歌山県の県税収入は、935 億円で、自主財源の 41.9%、歳入全体の 16.9%を占めており、重要な財源となっている。

よって、「県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理の状況」について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、歳入の確保の観点から有意義と考えた。和歌山県ではこれまで、当該特定の事件が包括外部監査の対象となったことはなく、課税の公平性に配慮した上で、県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について、

- ・ 県税収入を確保するための対策
- ・ 事務執行の合規性
- ・ 内部統制の規範への準拠性
- ・ 事務の効率化・合理化

の観点から検証を行うことは県民にとって重要であると判断し、特定の事件として選定する。

## 1.4 包括外部監査対象期間

平成 30 年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

## 1.5 外部監査の方法

### 1.5.1 監査の視点

- 県税の徴収率を向上し、収入を確保するための対策はどのように実施されているか。
  - ✓ 県税収入確保のため、実効性のある取組が行われているか。
  - ✓ 市町村等との連携が効率的かつ効果的に行われているか。
  - ✓ 滞納整理事務が適切に行われているか（債権の認識、計上、取立、不納欠損処理等）。
- 事務執行の法規性の観点の監査要点につき、県税の賦課徴収の手続・日常の業務手順が適切に実施されているか。
  - ✓ 賦課徴収事務が法令に基づく方法で実施されているか。
- 課税の公平性の観点から、県税の賦課徴収の手続・日常の業務手順が適切に実施されているか。
  - ✓ 課税の公平性が担保されているか。
  - ✓ 減免の公平性が担保されているか。
- 県税の賦課徴収に関する事務の執行状況について、条例や事務要領等の内部統制の規範への準拠性を確認する。
  - ✓ 事務の執行が内部統制制度に係る各種規定に準拠しているか。
  - ✓ 内部統制の規範に違反した場合の事務上のリスクを適切に洗い出し、対策が立てられているか。
  - ✓ 対策について日常の業務を通じたチェックが行われ、再評価されているか。
  - ✓ 人事異動や担当者の不在時の事務引継が十分に行われないことにより業務が停滞していないか。
  - ✓ 業務の実行過程において、業務の進捗状況を管理しているか。
- 賦課徴収コストの適正化の観点から、事務の効率化・合理化が進められているか。
  - ✓ 賦課徴収事務に、必要以上に過大なコストをかけていないか。
  - ✓ 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。
  - ✓ 各種システムや R P A（Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化）の導入など、当該組織における必要かつ十分な I C T（Information and Communication Technology の略。情報通信技術）の程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。

### 1.5.2 主な監査手続

- 所管課である税務課へのヒアリングを実施する。
- 県税事務所において税務事務の流れについてヒアリングを実施する。
- ヒアリングの際に関連帳票を閲覧し、税務業務の流れを理解し、賦課徴収事務が上記の監査の視点に記載した観点に照らし、どのように運用されているかを確認する。



## 1.6 外部監査の実施時期

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

## 1.7 外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	池田学
公認会計士	辻戸亮平
公認会計士	岡部隆昭
公認会計士	永田祐司

## 1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

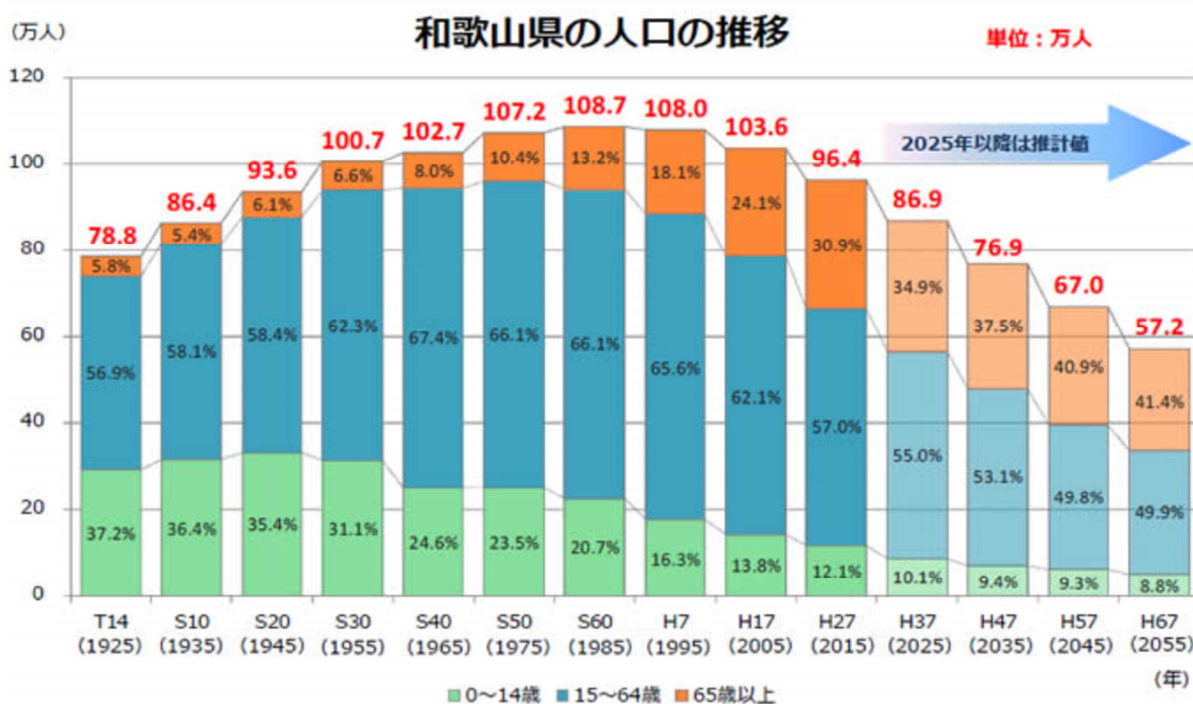
## 1.9 本報告書の取扱い

本報告書は地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同法第 252 条の 31 第 1 項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

## 2. 包括外部監査における検証の視点

### 2.1 県の人口予測

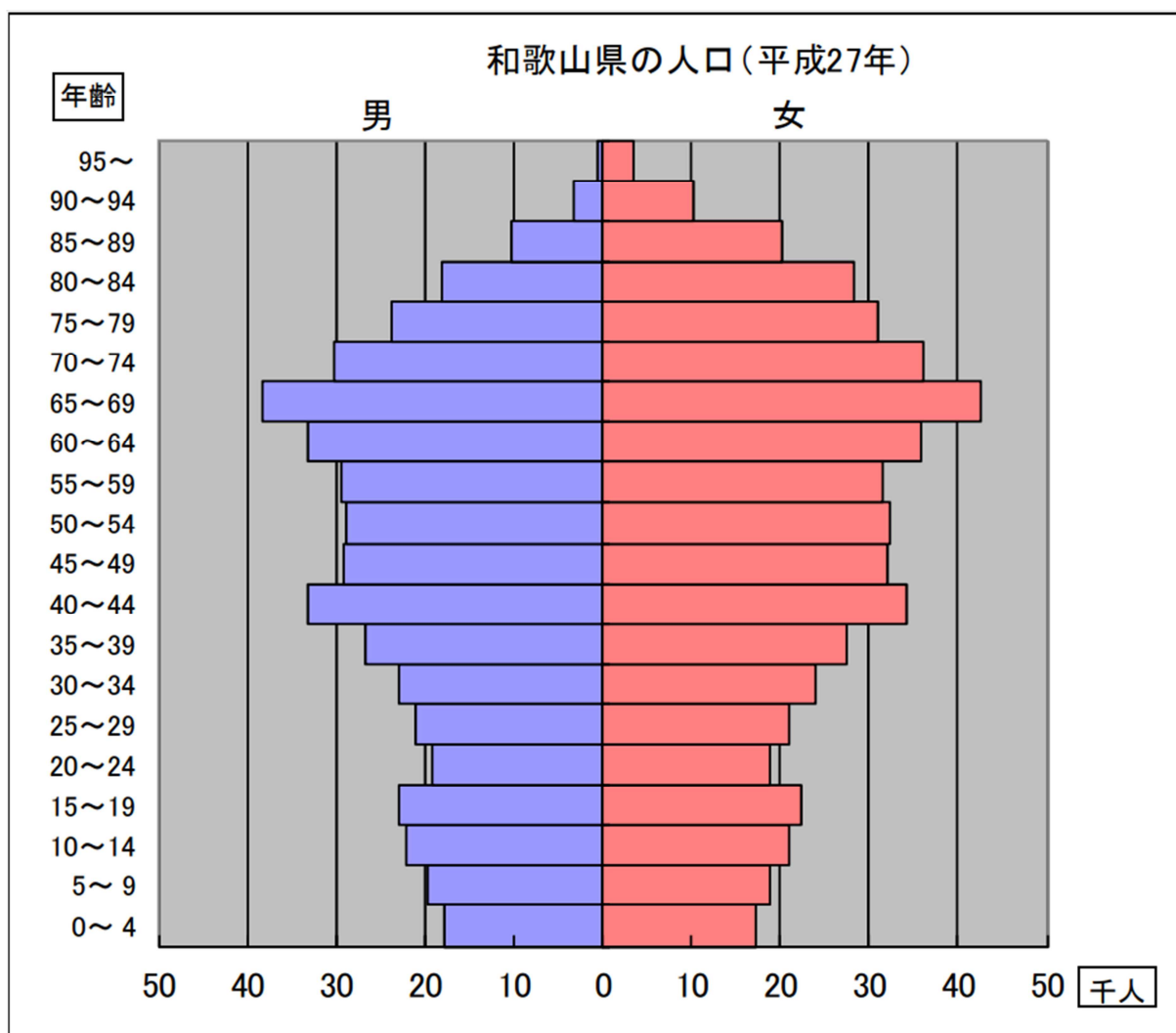
和歌山県における人口は、平成7年まで徐々に増加してきたものの、平成8年を境に減少に転じ、2025年には86.9万人とピーク時の108万人から21.1万人（19.5%）減少、2035年には76.9万人（28.8%の減少）、2045年には67万人（38%の減少）、約35年後の2055年には57.2万人（47%の減少）とほぼ半分の人口にまで減少するとの国及び県による推計がある。



このような人口推計に対し、県としては人口減少を食い止めるための施策を各部局連携して重点的に実施しているところであるが、それでもなお全体的な人口減少の傾向を根本的に食い止めることは難しいと考えられる。人口減少の状況に応じて県全体の収入財源も縮小傾向になることが予測される。その一方で、少子高齢化対策や産業振興、インバウンド対策等の諸施策は住民ニーズの高度化、多様化を背景に、益々重要になると考えられ、歳出予算の配分、使途について難しい舵取りが要請されてくる。

県の人口や財政状況、歳入・歳出予算規模の将来予測に鑑み、県税は貴重な財源といえることができる。また、今後の人口減少及び自主財源の縮小に伴い、一定数の行政職員の減少も避けられないと考えられ、いかに少ない予算、少ない人員で、益々多様化する事務をこなしていくかはとりわけ人口減少のスピードが速い和歌山県にとって重要な課題である。

また、和歌山県における人口ピラミッドは次の表のとおりとなっている。

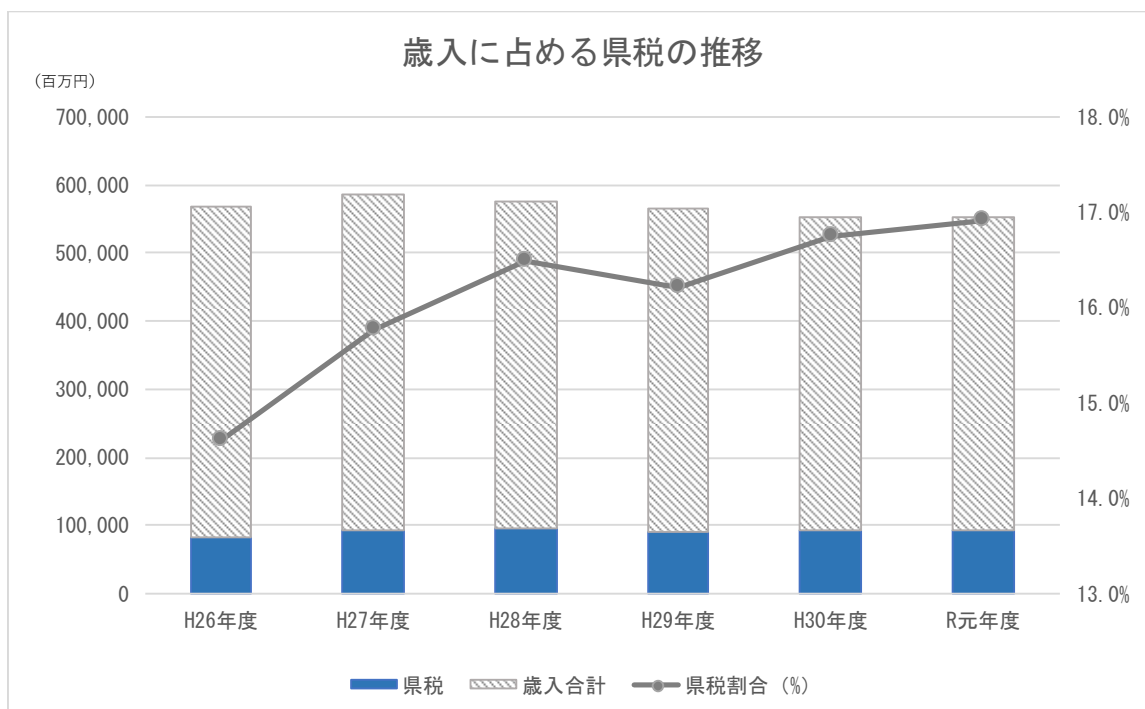


(出典：和歌山県 HP\_和歌山県の人口)

県では若年層から中高年層にかけて人口の割合が増えていくという人口ピラミッドの構造になっており、今後一層の高齢化が進むものと考えられる。それにより社会保障関係経費が増える一方で、納税の担い手たる若年層の働き手が減少し、さらに大都市圏への流出懸念もあり、県税を中心とした歳入の確保は大きな課題である。

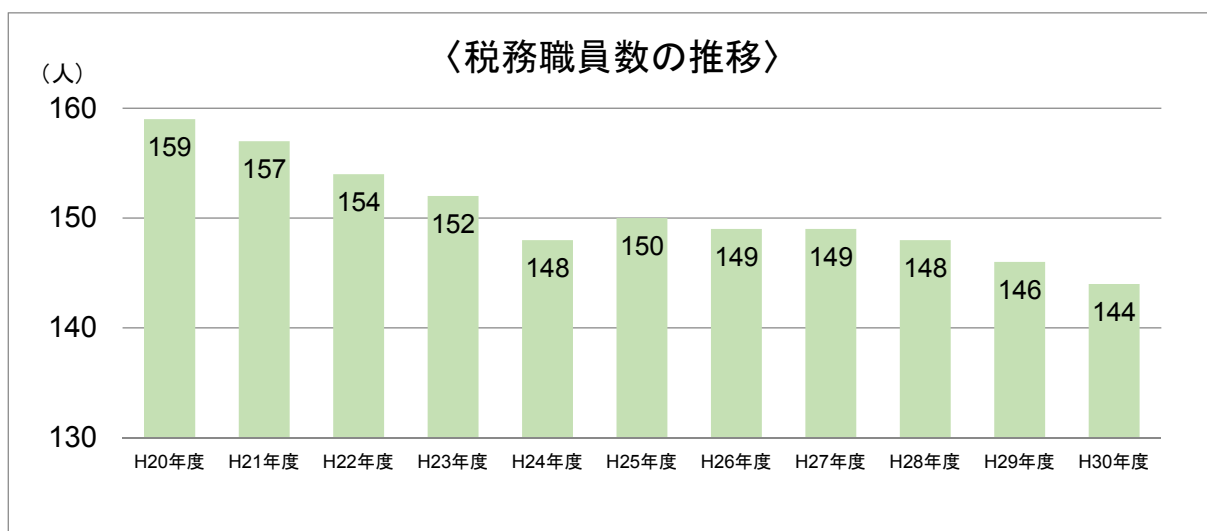
## 2.2 予算規模の推移

和歌山県の歳入・歳出予算額は平成 27 年度の 587,155 百万円以降減少しており、令和元年度においては 553,066 百万円となっている。また、県税収入は平成 29 年度に一度落ち込みはしたものの、令和元年度の 93,546 百万円に向けて増加してきている。これに伴い、歳入額に占める県税の割合も令和元年度の 16.9%に増加してきており、県においては県税がますます重要な収入源となってきている。



(出典：和歌山県 HP\_和歌山県の歳入のなかの県税とその使い道(歳出)より作成)

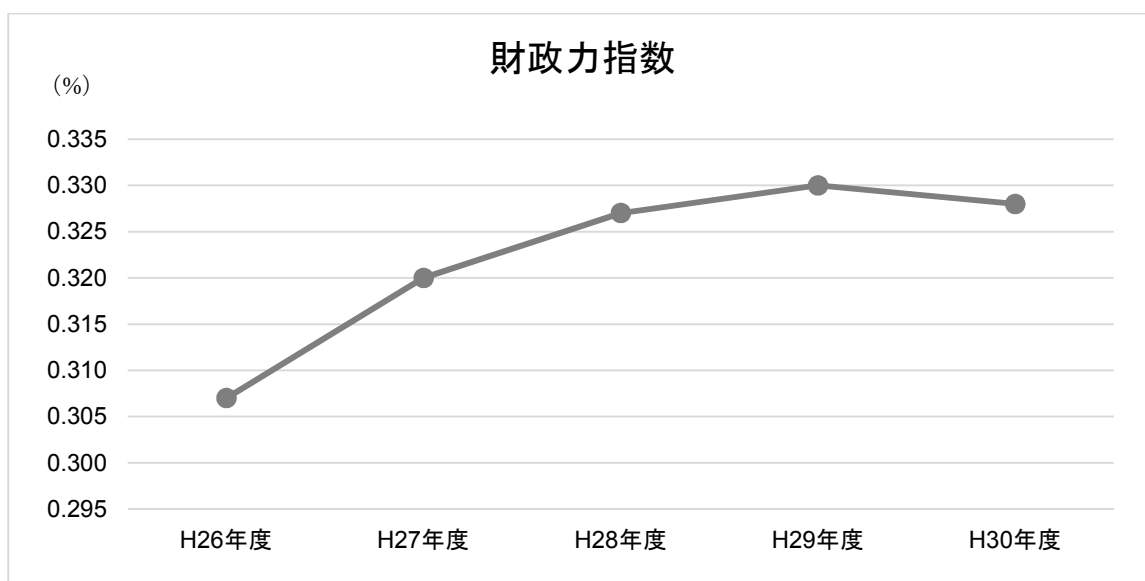
和歌山県の税務職員は平成 21 年度の 157 名から平成 30 年度の 144 名と、この 10 年で 1 割程度減少している。2.1 の県の人口予測でも述べたとおり、和歌山県の人口は減少の一途を辿っており、将来の人口減少による職員確保の困難さを鑑みるとより少人数でも業務をこなせる体制の構築が望まれる状況にある。



和歌山県の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）は平成26年度から平成30年度にかけて0.307から0.328に好転はしているものの、都道府県類型区分一覧においてはDの団体となっており財政力が十分であるとは言い難い状況にある。

今後の展望としても、人口の減少による歳出の自然減少の部分もあるとはいえ、一人当たりの社会保障関係費の増加等により増加する部分もあり、一方で納税者の減少や経済規模の縮小による県税収入等の自主財源の減少は現実的なものとして懸念されるため、今後の財政力指数の低下が危ぶまれる。

このような観点からも自主財源の中心である県税収入の確保は和歌山県にとって重要な課題であるといえる。



(出典：総務省\_都道府県財政指数表より作成)

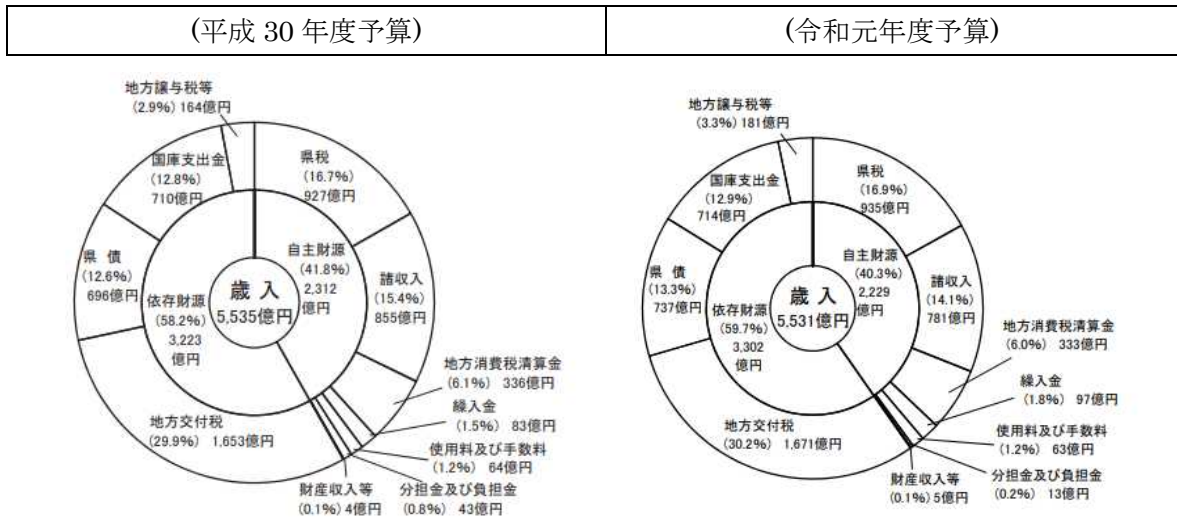
### 都道府県類型区分一覧

グループ	財政力指数 (平成26年度～ 平成29年度)	団体名	団体数
A	1.000以上	該当なし	—
B	0.500～1.000未満	愛知県、神奈川県、千葉県、大阪府、埼玉県、静岡県、栃木県、群馬県、茨城県、福岡県、兵庫県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、福島県、岐阜県、岡山県、長野県、石川県	21
C	0.400～0.500未満	香川県、富山県、新潟県、山口県、北海道、愛媛県、奈良県、山梨県、熊本県、福井県	10
D	0.300～0.400未満	<b>和歌山県</b> 、大分県、岩手県、山形県、佐賀県、沖縄県、青森県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、徳島県、秋田県	12
E	0.300未満	鳥取県、高知県、島根県	3
—	1.10133	東京都	1

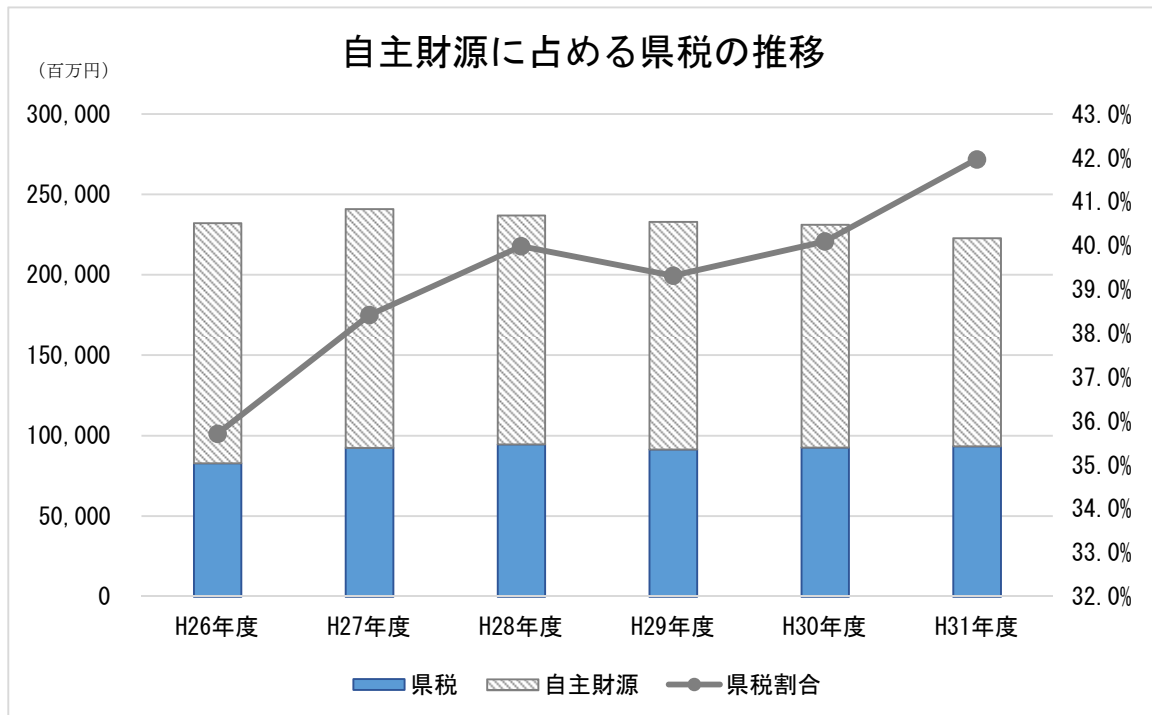
(出典：総務省\_都道府県財政指数表)

### 2.3 県税の占める割合

平成30年度及び令和元年度の一般会計歳入予算の内訳は次のとおりである。平成30年度及び令和元年度の当初予算における県の歳入は各々5,535億円、5,531億円であり、そのうち自主財源は2,312億円（41.8%）、2,229億円（40.3%）である。県税は各々927億円、935億円であり、歳入全体の16.7%、16.9%、自主財源全体の40.1%、41.9%を占めている。また、自主財源に占める県税の割合は年々増加しており、年を経るにつれ重要性を増していると言える。



出典:和歌山県 HP\_和歌山県の歳入のなかの県税とその使い道（歳出）

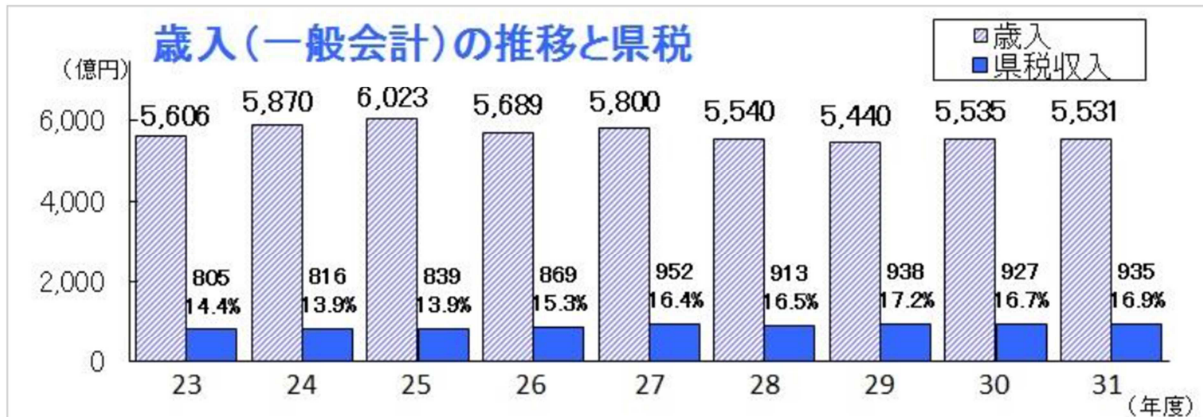


(出典：和歌山県 HP\_和歌山県の歳入のなかの県税とその使い道（歳出）より作成)



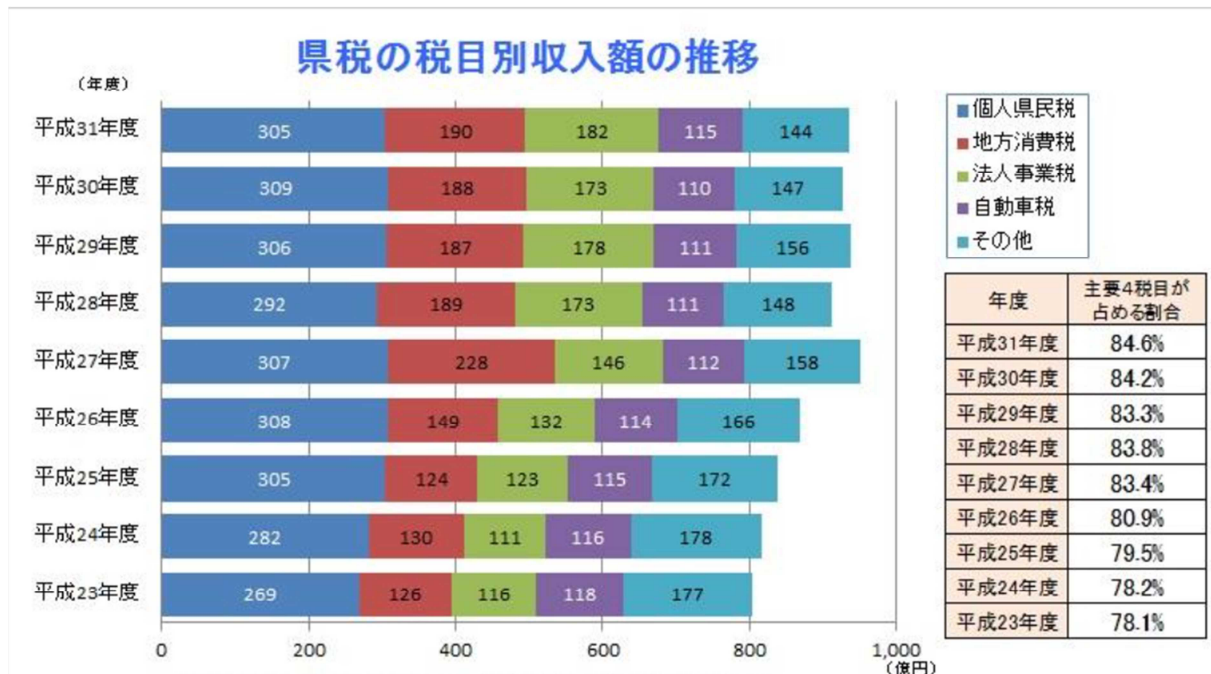
(注) 各歳入の用語の意味

諸収入	延滞金、加算金、過料など
地方交付税	地方財源の均衡を図る目的で、国税の一部が国から地方公共団体に交付されるもの
県債	県が国や金融機関などから長期にわたって借り入れた借金
国庫支出金	国から交付される補助金、負担金、委託金など
地方譲与税	一部の税金について客観的な基準により国から地方公共団体に譲与されるもの



(出典：和歌山県 HP\_和歌山県の歳入のなかの県税とその使い道 (歳出))

県税の税目別の収入としては個人県民税・地方消費税・法人事業税・自動車税が主要4税目として和歌山県における県税の80%程度を占めている。



年度	主要4税目が占める割合
平成31年度	84.6%
平成30年度	84.2%
平成29年度	83.3%
平成28年度	83.8%
平成27年度	83.4%
平成26年度	80.9%
平成25年度	79.5%
平成24年度	78.2%
平成23年度	78.1%

(出典：和歌山県 HP\_和歌山県の歳入のなかの県税とその使い道 (歳出) より)

税目ごとの現年課税分、滞納繰越分は以下の表のとおりである。国から払い込まれる地方消費税を除けば個人県民税及び法人事業税の課税額が大きく、滞納額としては個人県民税が多いといえる。平成30年度における現年課税分93,213百万円に占める滞納繰越分333百万円の割合は0.36%程度である。

## (令和元年度当初予算額一覧表)

(出典:歳入歳出予算事項別明細書)

単位:百万円

税目	現年課税分	滞納繰越分	計	割合
県民税	34,005	300	34,305	36.7%
個人	30,169	299	30,468	32.6%
法人	3,326	1	3,327	3.6%
利子割	510	-	510	0.5%
事業税	19,201	2	19,203	20.5%
個人	971	1	972	1.0%
法人	18,230	1	18,231	19.5%
地方消費税	19,020	-	19,020	20.3%
譲渡割	14,589	-	14,589	15.6%
貨物割	4,431	-	4,431	4.7%
不動産取得税	1,720	17	1,737	1.9%
県たばこ税	1,039	-	1,039	1.1%
ゴルフ場利用税	298	-	298	0.3%
自動車取得税	779	-	779	0.8%
軽油引取税	5,686	4	5,690	6.1%
自動車税	11,445	14	11,459	12.2%
環境性能割	364	-	364	0.4%
自動車税・種別割	11,081	14	11,095	11.9%
鉱区税	0	-	0	0.0%
狩猟税	15	-	15	0.0%
合計	93,209	337	93,546	100.0%

## 2.4 他団体比較

賦課徴収コストについて、人口密度等の条件が類似している他県と比較した表は次のとおりである。総務省資料「税徴収の状況」に記載されている区分により財政力指数がDグループにある県を抽出した。

総務省によるグループの設定は、財政力指数によって分類している。財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。ここで、基準財政収入額とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である。具体的には、地方団体の標準的な税収入額の一定割合により算定された額である。また、基準財政需要額とは、各地方団体の財政需要を合



理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である。具体的には、単位費用に警察官数、65歳以上人口などの測定単位を乗じ、さらに段階補正、寒冷補正などの補正係数を乗じて算定した額である。財政力指数をグループ設定の基準とした理由は、都道府県は市町村と異なり数が少なく、人口、産業構造等の要素を組み合わせ、細かく分類することが困難であると同時に、財政力指数によって産業構造、県民所得等の要素が加味されていると考えられるためである。和歌山県の3か年度平均（平成27年度～平成29年度）の財政力指数は、0.32950であり、和歌山県と財政力指数が0.300～0.400未満であるグループを対象に比較している。

(財政力指数類似地方公共団体)

(出典:都道府県財政指数表)

都道府県	平成29年度					
	道府県税 収入総額 (百万円) (A)	徴税費 (百万円) (B)	徴収費比率 (B)/(A)×100	徴税職員数 (人) (C)	職員1人当たり 税収入額(A)/(C) (千円)	職員1人当たり 徴税費(B)/(C) (千円)
大分県	137,655	3,729	2.7	196	702,321	19,027
岩手県	155,952	4,366	2.8	178	876,132	24,528
山形県	131,492	3,391	2.6	169	778,062	20,064
佐賀県	100,802	2,734	2.7	105	960,023	26,037
沖縄県	147,905	3,969	2.7	173	854,940	22,942
青森県	167,955	3,853	2.3	169	993,816	22,798
宮崎県	123,635	4,511	3.6	188	657,635	23,992
鹿児島県	180,084	4,615	2.6	187	963,016	24,678
長崎県	142,808	4,338	3.0	204	700,038	21,263
徳島県	92,577	2,365	2.6	122	758,830	19,384
和歌山県	108,128	3,146	2.9	147	735,565	21,398
秋田県	113,825	3,159	2.8	125	910,597	25,276
(平均)	133,568	3,681	2.8	164	816,515	22,504

和歌山県は徴収費比率（税収入総額に対する徴税費の割合）が2.9%と類似団体平均2.8%とほぼ同じ水準にあり、職員1人当たりの税収入額735,565千円及び徴税費21,398千円はそれぞれ平均より若干少ない状況にある。

今後人口減少や高齢化に伴い、自主財源の歳入が減少し社会保障関係の歳出が増加すると想定すると、1人当たり徴税費のさらなる低下が可能となるよう、事務の効率化、ICTの導入を促進していくことが必要である。

## 2.5 包括外部監査の検証の視点

### ① 正確性の担保

県税は上記のとおり多種多様な税目があり、それぞれ納税者、課税標準等が異なっており、負担軽減や免税措置など頻繁に制度改正が行われる事項もあり、複雑で多岐にわたる事務である。

課税関係の調定という最終的な意思決定を行う税務当局としては、まずは正確性の確保が第一要件であるが、個々の事務手続は複雑な上、判断を伴う局面も少なからずあり、定期的な職員異動が行われる人事制度を前提とすると、正確性の担保は確実に期して相当に厳格にならざるを得ない。従って、どの書類を誰がどのタイミングで作成し、誰がどのようにチェックするかという内部統制の仕組みが極めて重要になる。

正確性担保のための事務手続のフローを把握し、内部統制の整備・運用状況を吟味し、課題があればそれにつき指摘することは包括外部監査の狙いの一つと考える。

## ② 課税の公平性

多種多様な税目において税目ごとの納税者も異なっており、納税者判定も複雑な場合が多い。また、税目によっては納税者が非常に多数に上る場合がある。

自己申告方式により課税する場合の申告漏れや、納税者判定のために必要な申請書の申請漏れなどにより、課税漏れになるリスクがある。課税漏れは課税の公平性の観点から徹底した対策が必要である。

また、負担軽減措置や免税措置に必要な申請書の審査や年度途中での課税関係の異動の処理などについても、課税の公平性の観点から事務手続に万全を期する必要がある。

申告漏れ、申請漏れに対する対策や負担軽減、免税の申請処理についても事務手続の流れを把握し、課税の公平性の観点から瑕疵がないか検討することは重要と考える。

## ③ 滞納対策

課税額に対し期限内に納付がなされない割合が毎年度 20～25%程度発生しており、回収漏れを防ぐことは歳入確保の観点からも重要である。

滞納対策としては、市町村や和歌山地方税回収機構と情報連携し、役割分担しながら実効性を高める方策をとることが重要である。

和歌山県は全国的に他の都道府県と比較した場合、現年課税分と滞納繰越分とを合わせた徴収率は高く、滞納対策に重点的に取り組んでいるが、その事務手続の流れを把握し、改善提案すべき点がないか検討する。

## ④ 事務の効率性

人口予測から人口減少に伴う職員数の削減も避けられないものと考えられる。

県税事務は税目によっては非常に多くの処理件数があり、関連規定の区分に従った判断を含む手作業も多いと考えられる。

県は手間のかかる業務について洗い出しを行い、積極的に RPA の導入や eLTAX による情報連携など積極的な ICT の推進を行っているところであるが、実務現場での ICT の適用状況につき検討する。

なお、本調査は県税の事務執行にかかわる管理体制の整備、運用状況に焦点を当てて実施したものであり、課税計算におけるプログラムの妥当性、課税計算額の正確性、不納欠損処理等の会計処理の妥当性、租税債権額の回収可能性等を検証したものではなく、県税の調定額に対して何らかの保証を与えるものではない。

### 3. 県税の概要

#### 3.1 県税の内訳、徴収額の推移

和歌山県税条例第3条において、県税として課する税目が次のように定められている。

普通税	① 県民税 ② 事業税 ③ 地方消費税 ④ 不動産取得税 ⑤ 県たばこ税 ⑥ ゴルフ場利用税	⑦ 自動車取得税 ⑧ 軽油引取税 ⑨ 自動車税 ⑩ 鉱区税 ⑪ 県固定資産税
目的税	⑫ 狩猟税	

さらに、県民税については次のように分類される。

県民税	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人県民税(均等割・所得割)</li><li>● 法人県民税(均等割・法人税割)</li><li>● 県民税利子割</li><li>● 県民税配当割</li><li>● 県民税株式等譲渡所得割</li></ul>
-----	--

事業税については、次のように分類される。

事業税	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人事業税</li><li>● 法人事業税</li></ul>
-----	---

地方消費税については、次のように分類される。

地方消費税	<ul style="list-style-type: none"><li>● 譲渡割</li><li>● 貨物割</li></ul>
-------	---

県税の平成30年度における税目別の徴収額、滞納額、不納欠損額、徴収率等の状況は次のとおりである。

#### 3.2 税目ごとの概要

下記において、税目ごとの概要を記載する。なお、詳細については別途確認されたい。

##### ① 個人県民税

個人県民税は、所得の額に関係なく一定の額を負担する「均等割」と、前年中の所得に対して課税される「所得割」があり、住民税として市町村が一括徴収する。

納税者	1月1日現在で <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に住所がある人 …………… 均等割と所得割</li> <li>・県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、その市町村内に住所のない人 …………… 均等割</li> </ul>
課税方式	市町村が市町村民税と合わせ賦課徴収する。 賦課課税方式（所得税の確定申告、給与所得のみの方は申告の必要なし）
納税額	均等割 …………… 2,000円 ※ 平成19年度から、「紀の国森づくり税」として、500円が加算されている。 ※ 平成26年度から令和5年度までについては、全国的かつ緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源とするため、500円が加算されている。 所得割 …………… 前年の所得金額をもとに計算する。県民税の税率は4% $\text{所得割（税額）} = \text{課税所得金額（所得金額} - \text{所得控除額）} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$ ※ 所得金額の計算は所得の種類に応じて細かく定められている。 ※ 所得控除額、税額控除額の計算は、控除項目ごとに細かく定められている。
非課税制度	（個人県民税非課税） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による生活扶助を受けている人</li> <li>・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人（均等割非課税）</li> <li>・前年中の合計所得金額が下記の額以下の人 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合  35万円以内で市町村の条例で定める額×（本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数）+21万円以内で市町村の条例で定める額</li> <li>（イ）同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合  35万円以内で市町村の条例で定める額</li> </ul> </li> </ul> （所得割非課税） <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年中の総所得金額等の金額が下記の額以下の人 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合  35万円×（本人・同一生計配偶者・扶養親族数の合計人数）+32万円</li> <li>（イ）同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合  35万円</li> </ul> </li> </ul>
納税方法	納税通知書による普通徴収と給与支払者による特別徴収がある。 65歳以上年金受給者は年金から引き落とされる。

## ② 法人県民税

県内に事務所または事業所等を有する法人等に課される税金で、資本金等の額に応じて負担する「均等割」と法人税額に応じて負担する「法人税割」の二本立てとなっている。

納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に事務所、事業所を設けている法人 …………… 均等割と法人税割</li> <li>・県内に事務所や事業所はないが、寮等がある法人 …………… 均等割</li> <li>・県内に事務所、事業所又は寮等を設けている公益法人 …………… 均等割</li> <li>・収益事業を営んでいる公益法人や人格のない社団 …………… 均等割と法人税割</li> </ul>
課税方式	申告納付方式
納税額	・均等割

法人の区分		納める額(年額)
次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの		21,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人		52,500円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人		136,500円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人		567,000円
資本金等の額が50億円を超える法人		840,000円

※ 平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から「紀の国森づくり税」として均等割の税額の5%相当額が加算されている。

※ 「資本金等の額」とは、地方税法第23条第1項第4号の5で定める額で、平成27年4月1日以後開始の事業年度から、無償増減資等の金額を加減算する措置を講じ、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額が均等割の税率区分の基準となる。

なお、保険業法に規定する相互会社の均等割は、純資産額で区分する。

・法人税割

法人等の区分		納める額	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人等	法人税額又は個別帰属法人税額×4.0%	法人税額又は個別帰属法人税額×1.8%
	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円以下の法人等	法人税額又は個別帰属法人税額×3.2%	法人税額又は個別帰属法人税額×1.0%

※ 他の都道府県においても事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円以下であるかどうかの判定は、地方税法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとなる。

納税方法	中間申告、確定申告等に基づき、期限内に納付
------	-----------------------

### ③ 県民税利子割

県民税利子割は、県内にある銀行や郵便局等の金融機関等から利子などの支払を受ける際に課される税金である。金融機関等が利子等の支払をする際に徴収（特別徴収）し、翌月の10日までに申告して納付する。

納税者	県内の金融機関等から利子等の支払を受ける人（個人）
課税方式	金融機関等による申告納入方式
納税額	支払を受ける利子等の額の5% （所得税及び復興特別所得税（国税）として別に15.315%が課税される） ※「利子等」とは、銀行等の金融機関の預金利子、郵便貯金利子、特定公社債以外の公社債の利子、勤務先預金等の利子、懸賞金付預貯金等に係る懸賞金等、金融類似商品（定期積金の給付補てん金、抵当証券の利息、一時払養老（損害）保険等の差益）等を含む。
非課税制度	（ア） 寡婦年金受給者、身体障害者等に対する非課税制度 ・少額預金非課税制度（マル優）…………… 350万円 ・郵便貯金非課税制度…………… 350万円 （イ） 勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度がある。 ・財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄…………… あわせて550万円
納税方法	金融機関等が利子等の支払をする際に徴収（特別徴収）し、翌月の10日までに申告して納入する。

### ④ 県民税配当割

県民税配当割は、支払を受ける一定の上場株式等の配当等（特定配当等）について、その支払を受ける際に課される税金である。

納税者	県内に住所を有し、株式会社等から特定配当等の支払を受ける人（個人）
課税方式	株式会社等による申告納入方式
納税額	支払を受ける特定配当等の額の5% （所得税及び復興特別所得税（国税）として別に15.315%が課税される） ※「特定配当等」とは ① 上場株式等の配当等 ② 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配 ③ 特定投資法人の投資口の配当等 ④ 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの ⑤ 特定公社債の利子及び特定口座外の割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。） （平成28年1月1日以後に支払を受ける分から、特定公社債等の利子等及び割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）に係る差益金額が配当割の課税対象になった。） ※ 「上場株式等」とは ① 株式等で金融商品取引所に上場されているもの 上場株式、上場投資信託の受益権（ETF）、上場不動産投資法人の投資口（REIT）等 ② 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権 公募株式等証券投資信託の受益権、公募公社債投資信託の受益権 等 ③ 特定公社債 国債、地方債、外国国債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く。）等

非課税制度	
納税方法	株式会社等が、特定株式等の支払をする際に徴収（特別徴収）し、翌月 10 日までに申告して納付する。 平成 22 年 1 月以降、源泉徴収選択口座内に受け入れた配当等は、その取扱いをする証券会社等が、情報株式等の譲渡損失と損益通算して特別徴収し、年間分を一括して翌年の 1 月 10 日までに申告して納める。

### ⑥ 県民税株式等譲渡所得割

県民税株式等譲渡所得割は、支払を受ける一定の源泉徴収選択口座（源泉徴収ありの特定口座）内での上場株式等の譲渡による所得について、その支払を受ける際に課される税金である。

納税者	県内に住所を有し、証券会社から株式の譲渡益の支払を受ける人（個人）
課税方式	証券会社による申告納入方式
納税額	支払を受ける株式等譲渡益の額の 5% （所得税及び復興特別所得税（国税）として別に 15.315%が課税される）
非課税制度	少額投資非課税制度 未成年者少額投資非課税制度
納税方法	証券会社が年間の損益を通算し、年間分を一括して、翌年の 1 月 10 日までに申告して納入する。

### ⑦ 個人事業税

個人事業税は、個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に課される税金である。

納税者	県内に、事務所、事業所を設けて次の事業を営んでいる個人 <ul style="list-style-type: none"> <li>●第一種事業 <table border="1"> <tr><td>物品販売業</td><td>電気通信事業</td><td>出版業</td><td>仲立業</td><td>商品取引業</td></tr> <tr><td>保険業</td><td>運送業</td><td>写真業</td><td>問屋業</td><td>不動産売買業</td></tr> <tr><td>金銭貸付業</td><td>運送取扱業</td><td>席貸業</td><td>両替業</td><td>広告業</td></tr> <tr><td>物品貸付業</td><td>船舶てい丸場業</td><td>旅館業</td><td>公衆浴場業</td><td>興信所業</td></tr> <tr><td>不動産貸付業</td><td>倉庫業</td><td>料理店業</td><td>(第三種以外のもの)</td><td>案内業</td></tr> <tr><td>製造業</td><td>駐車場業</td><td>飲食店業</td><td>演劇興行業</td><td>冠婚葬祭業</td></tr> <tr><td>電気供給業</td><td>請負業</td><td>周旋業</td><td>遊技場業</td><td></td></tr> <tr><td>土石採取業</td><td>印刷業</td><td>代理業</td><td>遊覧所業</td><td></td></tr> </table> </li> <li>●第二種事業 <table border="1"> <tr><td>畜産業</td><td>水産業</td><td>薪炭製造業</td></tr> </table> </li> <li>●第三種事業 <table border="1"> <tr><td>あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業</td><td>装蹄師業</td><td></td></tr> <tr><td>医業</td><td>行政書士業</td><td>社会保険労務士業</td></tr> <tr><td>歯科医業</td><td>公証人業</td><td>コンサルタント業</td></tr> <tr><td>薬剤師業</td><td>弁理士業</td><td>設計監督者業</td></tr> <tr><td>獣医業</td><td>税理士業</td><td>不動産鑑定業</td></tr> <tr><td>弁護士業</td><td>公認会計士業</td><td>デザイン業</td></tr> <tr><td>司法書士業</td><td>計理士業</td><td>諸芸師匠業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>美容業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>測量士業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>土地家屋調査士業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>海事代理士業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>印刷製版業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>公衆浴場業(銭湯)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>歯科衛生士業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>歯科技工士業</td></tr> </table> </li> </ul>	物品販売業	電気通信事業	出版業	仲立業	商品取引業	保険業	運送業	写真業	問屋業	不動産売買業	金銭貸付業	運送取扱業	席貸業	両替業	広告業	物品貸付業	船舶てい丸場業	旅館業	公衆浴場業	興信所業	不動産貸付業	倉庫業	料理店業	(第三種以外のもの)	案内業	製造業	駐車場業	飲食店業	演劇興行業	冠婚葬祭業	電気供給業	請負業	周旋業	遊技場業		土石採取業	印刷業	代理業	遊覧所業		畜産業	水産業	薪炭製造業	あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業		医業	行政書士業	社会保険労務士業	歯科医業	公証人業	コンサルタント業	薬剤師業	弁理士業	設計監督者業	獣医業	税理士業	不動産鑑定業	弁護士業	公認会計士業	デザイン業	司法書士業	計理士業	諸芸師匠業			美容業			測量士業			土地家屋調査士業			海事代理士業			印刷製版業			公衆浴場業(銭湯)			歯科衛生士業			歯科技工士業
物品販売業	電気通信事業	出版業	仲立業	商品取引業																																																																																					
保険業	運送業	写真業	問屋業	不動産売買業																																																																																					
金銭貸付業	運送取扱業	席貸業	両替業	広告業																																																																																					
物品貸付業	船舶てい丸場業	旅館業	公衆浴場業	興信所業																																																																																					
不動産貸付業	倉庫業	料理店業	(第三種以外のもの)	案内業																																																																																					
製造業	駐車場業	飲食店業	演劇興行業	冠婚葬祭業																																																																																					
電気供給業	請負業	周旋業	遊技場業																																																																																						
土石採取業	印刷業	代理業	遊覧所業																																																																																						
畜産業	水産業	薪炭製造業																																																																																							
あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業																																																																																								
医業	行政書士業	社会保険労務士業																																																																																							
歯科医業	公証人業	コンサルタント業																																																																																							
薬剤師業	弁理士業	設計監督者業																																																																																							
獣医業	税理士業	不動産鑑定業																																																																																							
弁護士業	公認会計士業	デザイン業																																																																																							
司法書士業	計理士業	諸芸師匠業																																																																																							
		美容業																																																																																							
		測量士業																																																																																							
		土地家屋調査士業																																																																																							
		海事代理士業																																																																																							
		印刷製版業																																																																																							
		公衆浴場業(銭湯)																																																																																							
		歯科衛生士業																																																																																							
		歯科技工士業																																																																																							
課税方式	賦課課税方式																																																																																								
納税額	課税所得金額に以下の税率をかけた金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>●第一種事業 ..... 課税所得金額の 5%</li> <li>●第二種事業 ..... 課税所得金額の 4%</li> <li>●第三種事業</li> </ul> ○あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、																																																																																								

	その他の医業に類する事業、装蹄師業 …………… 課税所得金額の3% ○上記以外の事業 …………… 課税所得金額の5%
納税方法	県から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納付する。 ただし、年税額が1万円以下である場合は8月に一括して納付する。

### ⑧ 法人事業税

法人等が県内で行う事業に対して課される税金である。

納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人</li> <li>・公益法人や人格のない社団・財団等のうち収益事業を行っているもの</li> </ul>																																																																	
課税方式	申告納付方式（地方法人特別税と併せて県に申告・納付する）																																																																	
納税額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人区分</th> <th>所得等の区分</th> <th>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度</th> <th>平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度</th> <th>令和元年10月1日以後に開始する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)</td> <td>付加価値割</td> <td>0.72%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>1.6%</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の所得</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人、公益法人及び投資法人等</td> <td rowspan="2">所得割</td> <td>年800万円を超える所得</td> <td>3.1%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人</td> <td></td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.4%</td> <td></td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の所得</td> <td>5.1%</td> <td></td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)</td> <td rowspan="2">所得割</td> <td>年800万円を超える所得</td> <td>6.7%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人</td> <td rowspan="2">収入割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.4%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超える所得</td> <td>4.6%</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.9%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>					法人区分	所得等の区分	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)	付加価値割	0.72%	1.2%	1.2%	資本割	0.3%	0.5%	0.5%	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%	年400万円を超え年800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人、公益法人及び投資法人等	所得割	年800万円を超える所得	3.1%	0.7%	軽減税率不適用法人		1.0%	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%		5.3%	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	年800万円を超える所得	6.7%	7.0%	軽減税率不適用法人			電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人	収入割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	年400万円を超える所得	4.6%	4.9%				0.9%	1.0%
法人区分	所得等の区分	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度																																																														
外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)	付加価値割	0.72%	1.2%	1.2%																																																														
	資本割	0.3%	0.5%	0.5%																																																														
	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%																																																													
		年400万円を超え年800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%																																																													
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人、公益法人及び投資法人等	所得割	年800万円を超える所得	3.1%	0.7%																																																														
		軽減税率不適用法人		1.0%																																																														
	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%																																																													
		年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%		5.3%																																																													
特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	年800万円を超える所得	6.7%	7.0%																																																														
		軽減税率不適用法人																																																																
電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人	収入割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%																																																														
		年400万円を超える所得	4.6%	4.9%																																																														
			0.9%	1.0%																																																														
納税方法	申告に基づき納付。																																																																	

### ⑨ 自動車税

自動車の所有者に課される税金である。

納税者	自動車の所有者
課税方式	賦課課税方式
納税額	自動車の種類、用途、排気量等によって年税額（4月から翌年3月の1年間）で定められている。
非課税制度	国等の非課税、障害者等の減免等
納税方法	県から送付される納税通知書により毎年5月31日までに納付



### ⑩ 自動車取得税

自動車・軽自動車の取得に対して課される税金である。

納税者	自動車（軽自動車を含む。）取得者（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は買主）
課税方式	申告納付方式
納税額	税額＝自動車の取得価額×税率 ・営業用自動車や軽自動車 …………… 2％ ・自家用自動車 …………… 3％ なお、環境性能に優れた自動車の取得については、特例措置が設けられている。
非課税制度	国等の非課税、障害者等の減免等
納税方法	自動車登録時に申告納付

### ⑪ 不動産取得税

不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課される税金である。

納税者	不動産（土地や家屋）を売買、贈与、交換又は建築（新築、増築、改築）等によって取得した者
課税方式	賦課課税方式
納税額	1 税額の計算方法 不動産の価格（課税標準額）× 税率 2 課税標準額 取得した時点の不動産の価格 3 不動産の価格 不動産の価格は、実際の購入価格や請負価格ではなく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格 ただし、新築された家屋のように固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合は、県が固定資産評価基準によって決定した価格
非課税制度	国等の非課税、用途による非課税等
納税方法	県税事務所から送付される納税通知書により納税

### ⑫ 県固定資産税

固定資産税は、原則として市町村で課税するが、一定額を超える大規模な償却資産については、県がその超える部分に対して課す税金である。

納税者	一定限度以上の償却資産の所有者
課税方式	賦課課税方式
納税額	市町村が課税する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額の1.4％
非課税制度	
納税方法	毎年1月31日までに申告し、納税通知書により年4回（4月、7月、12月、2月）に納付

### ⑬ 地方消費税

消費税（国税）と同様に、資産の譲渡（商品の販売取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、商品やサービスの価格に上乗せさ

れて、最終的には消費者が負担する税金である。

納税者	○国内取引（譲渡割） …… 商品の販売・サービスの提供を行った事業者 ○輸入取引（貨物割） …… 輸入貨物を保税地域から引き取る者
課税方式	申告納付方式
納税額	消費税額（商品・サービスの価格×消費税率）×地方消費税率
非課税制度	税の性格から課税対象とすることになじまないもの（切手・印紙等の譲渡）、社会政策的配慮に基づくもの（社会保険医療等）
納税方法	消費税と併せて申告して納める

#### ⑭ 県たばこ税

県たばこ税は、たばこ卸売業者等が県内の小売販売業者に売り渡したときに課される税金である。

納税者	消費者
課税方式	申告納付方式
納税額	○一般の紙巻きたばこ 1,000本につき930円 （「市町村たばこ税」との合計額は6,622円。） ○旧3級品の紙巻きたばこ（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ） 1,000本につき656円 （「市町村たばこ税」との合計額は4,656円。） ※ 令和元年10月1日からは、1,000本につき930円 （「市町村たばこ税」との合計額は6,622円。）
納税方法	卸売販売業者等が毎月分を翌月末日までに県に申告して納める

#### ⑮ 軽油引取税

軽油引取税は、特約業者又は、元売業者から軽油を引き取った際に課される税金である。

納税者	特約業者又は元売業者から軽油を購入した者
課税方式	申告納入方式
納税額	1klにつき、32,100円（1lにつき32円10銭）
非課税制度	次に掲げる軽油の引取りで、免税証により引き取った場合は、その軽油の数量に相当する軽油引取税については免税となる。 1 石油化学製品を製造する事業者がエチレン等の石油化学製品を製造するための原料の用途に供する軽油の引取り 2 船舶や鉄道・軌道用車両の動力源に供する軽油の引取り 3 農業や林業用の機械の動力源に供する軽油の引取り 4 電気供給業、鉱物の掘採事業、とび・土工工事業、廃棄物処理事業、木材加工業などのための一定の用途に供する軽油の引取り
納税方法	特約業者又は元売業者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告納入する

⑯ ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課される税金である。

納税者	ゴルフ場利用者								
課税方式	申告納入方式								
納税額	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	税率	1,200円	1,130円	950円	800円	650円	550円	470円	400円
	※ 等級は、利用料金やホール数等を基準にして県が決定								
	※ 税率は1人1日の額								
非課税制度	年齢18歳未満の者、年齢70歳以上の者、障害者等								
納税方法	ゴルフ場経営者が毎月分を翌15日までに申告して納入する								

⑰ 鉱区税

県内に鉱業権を持つ人に鉱区面積を課税標準として課される税金である。

納税者	県内に鉱区を持っている者	
課税方式	賦課課税方式	
納税額	1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	
	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
	2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 …… 面積100アールごとに年額200円	
非課税制度		
納税方法	県から送付される納税通知書により毎年5月31日までに納付する	

⑱ 狩猟税

狩猟税は、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てるため、狩猟者の登録を受ける人に対して課される税金である。

納税者	狩猟者の登録を受ける者		
課税方式	証紙徴収方式		
納税額	免許の種類	区 分	
	第一種銃猟免許 (装薬銃) ※	① 県民税の所得割の納付を要する人 ② ①の控除対象配偶者又は扶養親族 (①を除く)	16,500円
		③ 県民税の所得割の納付を要しない人 (②を除く) ④ ③の控除対象配偶者又は扶養親族 ⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	11,000円
	網・わな猟免許 (銃器以外の猟)	① 県民税の所得割の納付を要する人 ② ①の控除対象配偶者又は扶養親族 (①を除く)	8,200円
		③ 県民税の所得割の納付を要しない人 (②を除く) ④ ③の控除対象配偶者又は扶養親族 ⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	5,500円
第二種銃猟免許 (空気銃)	—	5,500円	
非課税制度	対象鳥獣捕獲員等の課税免除		
納税方法	狩猟者の登録を受けるときに納付する		

### (3) 税務職員の状況

#### (組織体制)

税務組織は、税務課と4つの県税事務所に分かれています。

税務課は、県税業務を総括しています。また、自動車税環境性能割、県たばこ税、地方消費税に関する業務を担当しています。

各県税事務所は、実際の賦課徴収業務を行っています。各県税事務所では個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、狩猟税の賦課徴収や免税軽油の申請業務を担当しており、和歌山県税事務所ではこれらの税目に加え、法人県民税、法人事業税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び鉦区税を担当しています。

#### (職務分掌)

県税に関する業務は税務課及び各県税事務所が実施しています。

各分掌に係る事務の内容は事務処理要領等に細かく定められており、規定に沿った書類の入手、作成、承認、保管及び入出金事務等の内部統制の整備・運用を図っています。

企画納税班	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県税の企画、立案に関する事</li> <li>② 税制の調査、研究に関する事</li> <li>③ 歳入、歳出予算に関する事</li> <li>④ 条例、規則等の改廃に関する事</li> <li>⑤ 自主納税の推進に関する事</li> <li>⑥ 納税貯蓄組合に関する事</li> <li>⑦ 地方譲与税に関する事</li> <li>⑧ 徴収事務に関する事</li> <li>⑨ 広報に関する事</li> </ul>
管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 収納事務に関する事</li> <li>② 県税運営システムに関する事</li> <li>③ 県税の電算管理に関する事</li> <li>④ 自動車税、自動車取得税の課税事務の指導に関する事</li> <li>⑤ 自動車税、自動車取得税の証紙徴収に関する事</li> <li>⑥ 自動車税の納税証明書の交付に関する事</li> <li>⑦ 自動車税、自動車取得税に関する不服申立及び訴訟に関する事</li> <li>⑧ 歳入金取扱に関する事</li> <li>⑨ 県税の調定、決算に関する事</li> <li>⑩ 自動車取得税交付金に関する事</li> <li>⑪ 証紙等の出納に関する事</li> <li>⑫ ふるさと和歌山応援寄附に関する事</li> </ul>
課税指導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人県民税、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税、県固定資産税の課税事務に関する事</li> <li>② 県税の特別措置に関する事</li> <li>③ 県たばこ税の申告納付に関する事</li> <li>④ 直税及び間税に関する不服申立及び訴訟に関する事</li> <li>⑤ 地方消費税に関する事</li> <li>⑥ 交付金（自動車取得税を除く）、報償金、利子割精算金、地方消費税清算金に関する事</li> </ul>

(部署ごと人員推移)

平成 30 年度までの 5 年間においては、税務課の職員（正規職員）数は 28 人から 22 人と減少している。県税事務所は全体で見ると 1 名増加している。

(単位：人)

所属	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
総務部総務管理局税務課	28	28	23	22	22
和歌山県税事務所	56	57	60	61	60
紀北県税事務所	23	22	22	21	21
紀中県税事務所	19	19	19	18	18
紀南県税事務所	23	23	24	24	23
合計	149	149	148	146	144

## 4. 監査の結果及び意見

今後、県の人口は全国平均より速いスピードで減少するという統計予測があり、県としてそれに対応するため多くの施策を講じているところであるが、それでもなお人口減少の傾向は続くものと見込まれる。県税は自主財源の40%程度を占めており、貴重な財源となっているが、人口減少とともに県全体の経済規模の縮小により、働き手が減り、県税収入も中長期的にみれば減少していくことが予想される。

また、職員数も人口動態に応じ相応の削減はやむを得ないと考えられる。一方で、住民ニーズの多様化対応や少子高齢化対策、産業振興等の諸施策の強化を図っていく必要があり、施策のスクラップ・アンド・ビルドに加え、予算と人員の効率的・効果的配分は必須の課題となっている。

このような状況において、賦課徴収事務のあり方として、課税の公平性の確保と徴収率の向上、さらに課税計算の正確性を担保しつつ効率的・効果的な徴収事務体制を構築していくことが重要な課題と考えられる。

以下、税目ごとに正確性の担保及び課税の公平性の観点からリスクの所在、事務手続の流れについて検討を行い、さらに滞納対策、事務の効率化について検討を加えた。

### 4.1 個人県民税

#### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	28,862,469	28,882,281	28,814,602	28,960,609	28,946,494
収入済額	27,411,772	27,605,069	27,686,111	27,952,031	28,049,133
不納欠損額	110,176	107,030	86,820	74,906	71,802
収入未済額	1,340,521	1,170,181	1,041,671	933,671	825,558
徴収率	95.0%	95.6%	96.1%	96.5%	96.9%

#### (2) 検証の視点

個人県民税は、地方税法の定めにより、県が賦課・徴収するのではなく、県内の各市町村が市町村民税と併せて住民税として賦課・徴収する。従って、県民税の賦課・徴収事務は全て各市町村が行うこととされている。

#### 地方税法

(個人の道府県民税の賦課徴収)

#### 第四十一条

- 1 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行

うものとする。 以下省略

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等)

#### 第四十二条

- 1 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を道府県民税及び市町村民税の額にあん分した額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとする。
- 3 市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、政令で定めるところにより、これを道府県に払い込むものとする。

個人県民税は、所得の額に関係なく一定の額を負担する「均等割」と前年度中の所得に対して課税される「所得割」があるが、納税者の区分により均等割のみの人と、均等割と所得割との両方の人がある。

1月1日現在で

- ・ 県内に住所がある人 . . . 均等割と所得割
- ・ 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持って  
いる人で、その市町村内に住所のない人 . . . 均等割

納税者の区分の判定及び納税者が漏れなく課税対象になっているかの網羅性の検証が重要な項目であるが、これらの確認、調査等についても基本的に市町村に任されている。

また、生活保護法により生活扶助を受けている人、障害者、未成年、寡婦又は寡夫など一定要件を満たす人には非課税の取扱いがあるが、非課税対象の認定についても市町村に任されている。

税額は、均等割については一律 2,000 円（平成 19 年度から「紀の国森づくり税」として 500 円の加算を含む）の金額になっている。

また、所得割については所得税（国税）の所得金額等を基にして税額が計算される。所得税と県民税は、算出の基礎が共通するため、所得税の申告に誤りがあれば、個人県民税も誤りとなる関係にある。

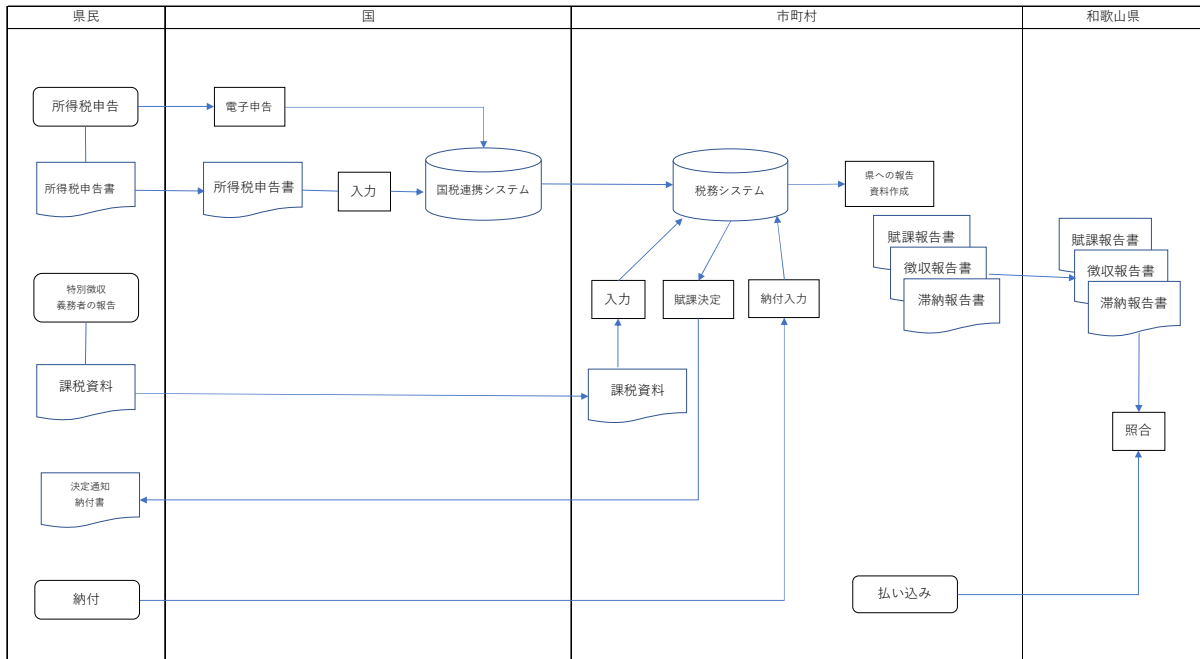
徴収については、給与所得者においては、会社等の給与支払者が給与の支払の際に徴収し、本人に代わって納税するという特別徴収の制度と、住民が納税通知書により自ら納付する普通徴収制度の二つがある。

### (3) 事務手続の流れ

個人県民税の賦課・徴収を行うのは県内の市町村であり、原則として県は直接的に県民から住民税を徴収することはできない。

県民税の賦課徴収に関するフロー図は以下のとおりである。

和歌山県民税賦課徴収フロー図



#### (ア) 県民による所得税申告

個人事業者等の県民が、所得税（国税）に関する申告を国に紙もしくは電子にて実施し、国税連携システムに所得に関する情報が蓄積される。

#### (イ) 特別徴収義務者による報告

会社等従業員を雇用する者が、給与支払報告書を市町村に毎年1月31日までに提出する。

#### (ウ) 市町村による賦課決定及び和歌山県への報告

住民税は所得税計算における所得が基礎となることから、国税システムと各市町村の税務システムは連携しており、国から所得に関する情報が電送される。所得情報の伝送により、各市町村の税務システムにて賦課税額が算出され、賦課決定額の通知及び住民税に関する納付書が県民に送付される。

市町村による県民税の賦課決定額及び件数に関する情報から賦課状況報告書が作成され、県に提出される。この時点において、県は個人県民税の賦課額を把握することになる。



(エ) 県民及び特別徴収義務者による納付

県民税が普通徴収される県民は、各市町村から送付される住民税の納税通知書に基づき住民税を納付する。一方、会社等の特別徴収義務者は、従業員の給与から住民税を控除のうえ市町村に毎月納付する。

なお、近年はキャッシュレス納付やコンビニエンスストアでの納付等が行えるようになっており、支払方法が多様化している。

(オ) 市町村から県へ県民税徴収に関する報告

普通徴収及び特別徴収により納付された住民税の納付情報は、金融機関等から各市町村に伝達され、各市町村は住民税の徴収金及び県民税の徴収金額を毎月、徴収状況報告書により県に報告する。

(カ) 市町村から県へ県民税滞納に関する報告

住民税の賦課及び徴収に関する情報の他、滞納状況についても市町村から県に報告されることになっている。滞納債権については、市町村において督促等の滞納整理行為を行う。

案件によっては和歌山地方税回収機構や県に徴収事務を引継ぐ場合がある。

(キ) 市町村に対する事務調査

個人県民税においては、納税者の区分の認定、納税者の網羅性の検証、非課税の適用要件の確認等の課税の公平性に係る事項を含め、賦課、徴収事務を全て市町村が行うこととされているため、県は市町村の事務執行について、必要な援助をすることとされている。

県は全ての市町村に対し、毎年度書面及び立入による調査を実施しており、課税額の調定と徴収額との照合、県への支払額の確認を含め、事務の執行状況を検査し、必要な助言を行っている。個人住民税の納付方法には、普通徴収と特別徴収がある。

普通徴収は、住民が自ら住民税を納付する方法であり、個人事業主や退職・転職等により事業主に雇用されていない者に適用されるものである。

一方、特別徴収は、給与支払者である会社が雇用する者（住民）に毎月支払う給与から住民税を差し引き、雇用する者に代わって住民税を納付する方法である。会社が住民に代わって住民税を納付すれば、確実に徴収することが可能となるため、県の事務としては正確かつ効率的な実施が可能となる。

和歌山県では平成 30 年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底することに取り組んでいる。

(特別徴収の実施率の推移)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
和歌山県	80.9%	81.2%	81.6%	83.6%	86.2%
全国平均	76.0%	79.0%	81.3%	83.2%	84.4%

県の特別徴収実施率は、全国平均より高い水準で推移している。

なお、個人県民税と個人市町村民税と合わせた個人住民税は市町村の事務となっており、県は市町村における事務執行状況を毎年度調査している。調査報告書に調査項目ごとの結果を記載し、改善点があれば助言等している。

## 4.2 法人県民税

### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	4,098,395	3,444,524	3,127,761	3,315,034	3,538,350
収入済額	4,084,493	3,432,619	3,118,952	3,308,749	3,532,417
不納欠損額	1,738	2,468	2,944	1,230	524
収入未済額	12,162	9,436	5,864	5,054	5,408
徴収率	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%

### (2) 検証の視点

法人県民税は、地域社会の費用について、その構成員である地域住民及び法人に、その能力に応じて広く負担を求める住民税の一種である。県内に該当する事務所、事業所があるかどうか、重要なポイントになっており、構成員としての態様によって課税標準の分類が異なる。

納税者は次のような取扱いとなっている。

- ・県内に事務所、事業所を設けている法人・・・・・・・・均等割と法人税割
- ・県内に事務所や事業所はないが、寮等がある法人・・・・・・・・均等割
- ・県内に事務所、事業所又は寮等を設けている公益法人・・・・・・・・均等割
- ・収益事業を営んでいる公益法人や人格のない社団・・・・・・・・均等割と法人税割

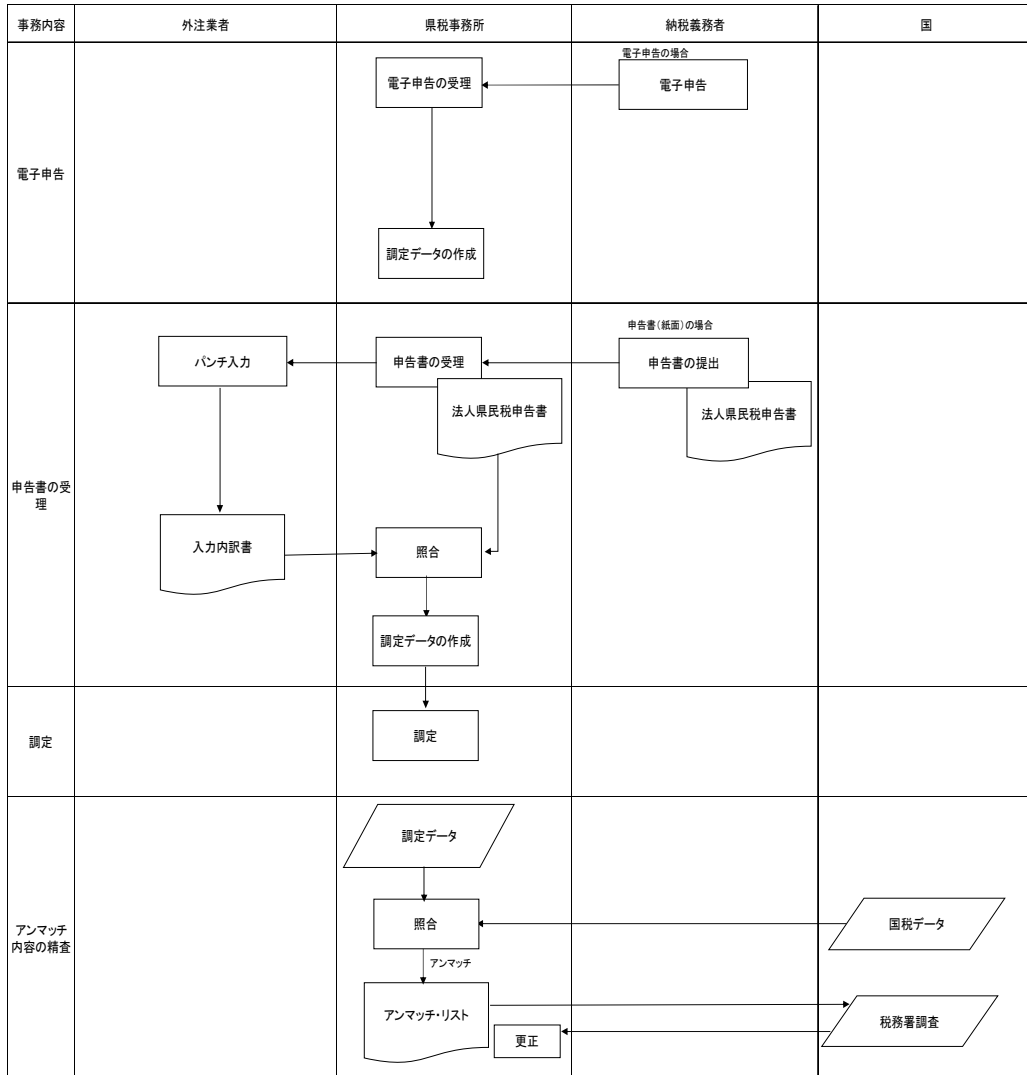
課税額の決定は法人からの電子申告データないしは申告書の記載に基づいて行われるが、法人税割については、国税の法人税額を課税標準とするため、法人税(国税)申告データと照合し、申告データの正確性を確認する必要がある。

その他、事務所又は事業所(以下「事務所等」)が2以上の都道府県にまたがっている場合に特段の事務対応が必要となる。

(3) 事務手続の流れ

均等割は申告データないしは申告書の記載に基づいて法人の区分を判定し、納税額を確定する。

法人税割は基本的に国税（法人税）の法人税額に地方税独自の調整を行い、課税標準額を計算する。それに法人税割の税率を乗じ税額を算定し、各種の減免制度の適用の有無を判定した上で納税額を確定する。



(ア) 納税者区分の認定

納税者の区分により、均等割のみか法人税割を含むかという課税関係の違いがあり、法人税割を含む場合はその後の事務手続に多くの工数を要することになる。従って、入口での納税者区分の認定は重要である。県は事務処理要領において、事務所または事業所、寮等、公益法人、収益事業、公益法人及び人格のない社団の範囲、判断等について詳細に定めており、法人登録データを基に納税者区分を認定している。

#### (イ) 法人による申告

県内に事務所等を有するなど法人県民税を支払う義務のある法人は原則として事業年度終了の日から2か月以内に法人県民税の申告をしなければならない。

申告には地方税の電子申告（eLTAX）と書面による申告書の提出の2つの方法がある。

なお、事業年度終了後に提出する確定申告に対し中間申告の制度があり、予定申告ないしは仮決算に基づく申告を行う。

2以上の都道府県に事務所等を有している場合は、事務所等の従業員数など按分に必要な情報を記入する。

#### (ウ) 調定データの作成

電子申告データおよび申告書から法人県民税の調定、即ち課税額の決定に必要な調定データを作成する。

調定データの作成は、電子申告の場合はデータをそのまま取り込むだけであるが、申告書の提出の場合は記載内容をパンチ入力し、入力内訳書を作成し、申告書と照合の上、調定データに落とし込んでいる。手作業でパンチ入力している件数は平成30年度6,283件（全体の24.7%）であり、この部分は外注委託により対応している。

#### (エ) 調定

記入漏れや誤記によるエラーを解消し、課税標準となる法人税額が確定すると調定が行われる。

#### (オ) 国税データとの照合によるアンマッチ・リストの作成

県が申告データから作成した調定データと法人税（国税）データとを照合し、差異のある分については自動的にアンマッチ・リストが作成される。

#### (カ) アンマッチ内容の精査

アンマッチの件数は平成30年度で月300件程度であるが、大半は国税と地方税との申告処理時期のズレによるものであり、実質的なアンマッチは月30件程度とのものである。アンマッチについて、県は税務署において申告書を閲覧し、法人県民税の申告記載の誤りの有無を確認している。

法人税の税額計算とは異なる地方税独自の調整項目もあり、それによる差異も月10～15件程度あるとのものである。最終的に法人県民税の申告誤りによる更正は平成30年度59件であった。

(キ) 2以上の都道府県に事務所等がある場合の対応

県民税の申告は県内に事務所等を設けて事業を行っている法人が対象となるため、2以上の都道府県で事業を行っている場合に法人税割額の分割の必要性が出てくる。法人税割額の分割のための基準としては、従業員数等がある。

この分割基準に関する情報は基本的に申告書に記載されているものであり、この段階ではeTAXや書面申告の記載内容が正しいことを前提に調定を行っているが、県としてそれらの記載内容が正しいか否かについて、事後的に確認を行う。

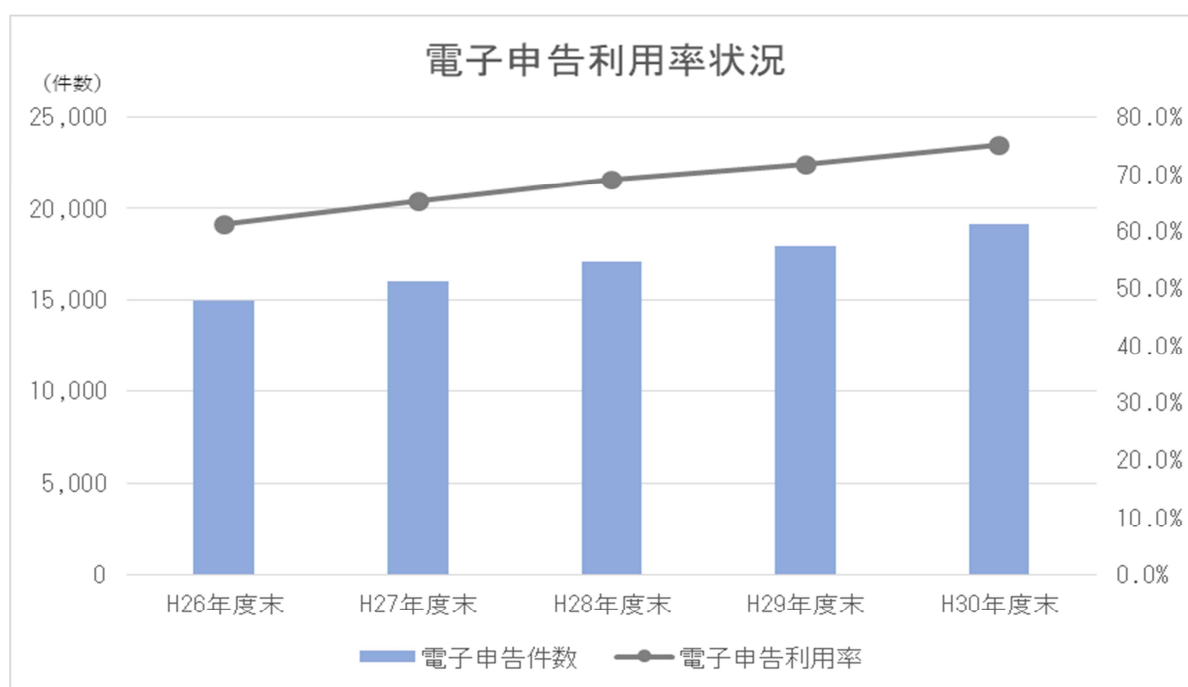
2以上の都道府県に事務所・事業所を有する他県本店法人については、本店所在地の都道府県から通知される「課税標準額通知書」を基に、分割基準の記載項目が他の都道府県でも同じ内容であることを確認している。

なお、令和元年10月からはeTAXで地方税の申告に係るデータのやり取りができるようになった。

申告書に記載した分割基準の記載項目自体が正しいか否かについては、県は毎年度、外形標準課税対象法人などの課税実地調査の際に、併せて調査している。

(意見①) 電子申告の利用推進について

電子申告（eTAX）の利用件数の推移は次のとおりである。



	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
電子申告利用率	61.2%	65.4%	69.1%	71.8%	75.3%
電子申告件数	14,966	16,026	17,155	17,958	19,137

書面申告の場合は、申告書の記載内容をパンチ入力し、正確性をチェックした上で調定データに落とし込むため、電子申告利用の場合に比べ、工数とコストが多くかかっている。電子申告の利用件数は75%程度にまで上がってきているが、事務負担軽減の点からも、県としてさらにその推進につき普及活動を強化すべきと考える。

#### 4.3 県民税利子割

##### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	725,220	598,008	453,708	622,948	582,753
収入済額	725,220	598,008	453,708	622,948	582,753
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### (2) 検証の視点

県民税利子割は、個人が県内の金融機関等から利子等の支払を受ける際に当該金融機関等によって徴収（特別徴収）され、当該金融機関等が翌月 10 日までに申告し、納入する。

金融機関等からの申告により調定が確定するため、県において特段の判断業務はない。

##### (3) 事務手続の流れ

金融機関等からの申告額を調定し、納入額と照合する。

徴収率は常に 100%である。

#### 4.4 県民税配当割

##### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	2,306,924	1,709,227	1,003,741	1,355,038	1,063,407
収入済額	2,306,924	1,709,227	1,003,741	1,355,038	1,063,407
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### (2) 検証の視点

県民税配当割は、県内に住所地のある個人が株式会社等から株式配当等を受ける際に当該株式会社等により徴収（特別徴収）される。また、証券会社等において源泉徴収選択口座内

に受け入れた配当等については、当該証券会社等が上場株式等の譲渡損失と損益通算して特別徴収し、年間分を一括して申告し、納入する。

証券会社等からの申告により調定が確定するため、県において特段の判断業務はない。

(3) 事務手続の流れ

証券会社等からの申告額を調定し、納入額と照合する。

徴収率は常に 100%である。

#### 4.5 県民税株式等譲渡所得割

(1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	1,101,502	1,391,091	499,715	1,320,110	885,057
収入済額	1,101,502	1,391,091	499,715	1,320,110	885,057
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 検証の視点

県民税株式等譲渡所得割は、個人が証券会社等において源泉徴収選択口座に登録した上場株式等の譲渡を行った際に、証券会社等が年間の譲渡損益を通算し、譲渡益の額の 5%を徴収（特別徴収）し、年間分を一括して納入する。

証券会社等からの申告により調定が確定するため、県において特段の判断業務はない。

(3) 事務手続の流れ

証券会社等からの申告額を調定し、納入額と照合する。

徴収率は常に 100%である。

#### 4.6 個人事業税

(1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	980,605	1,055,833	1,038,883	1,035,058	1,032,211
収入済額	957,441	1,036,613	1,030,565	1,029,486	1,028,758
不納欠損額	2,353	11,482	1,777	281	500
収入未済額	20,810	7,737	6,540	5,290	2,952
徴収率	97.6%	98.2%	99.2%	99.5%	99.7%

(2) 検証の視点

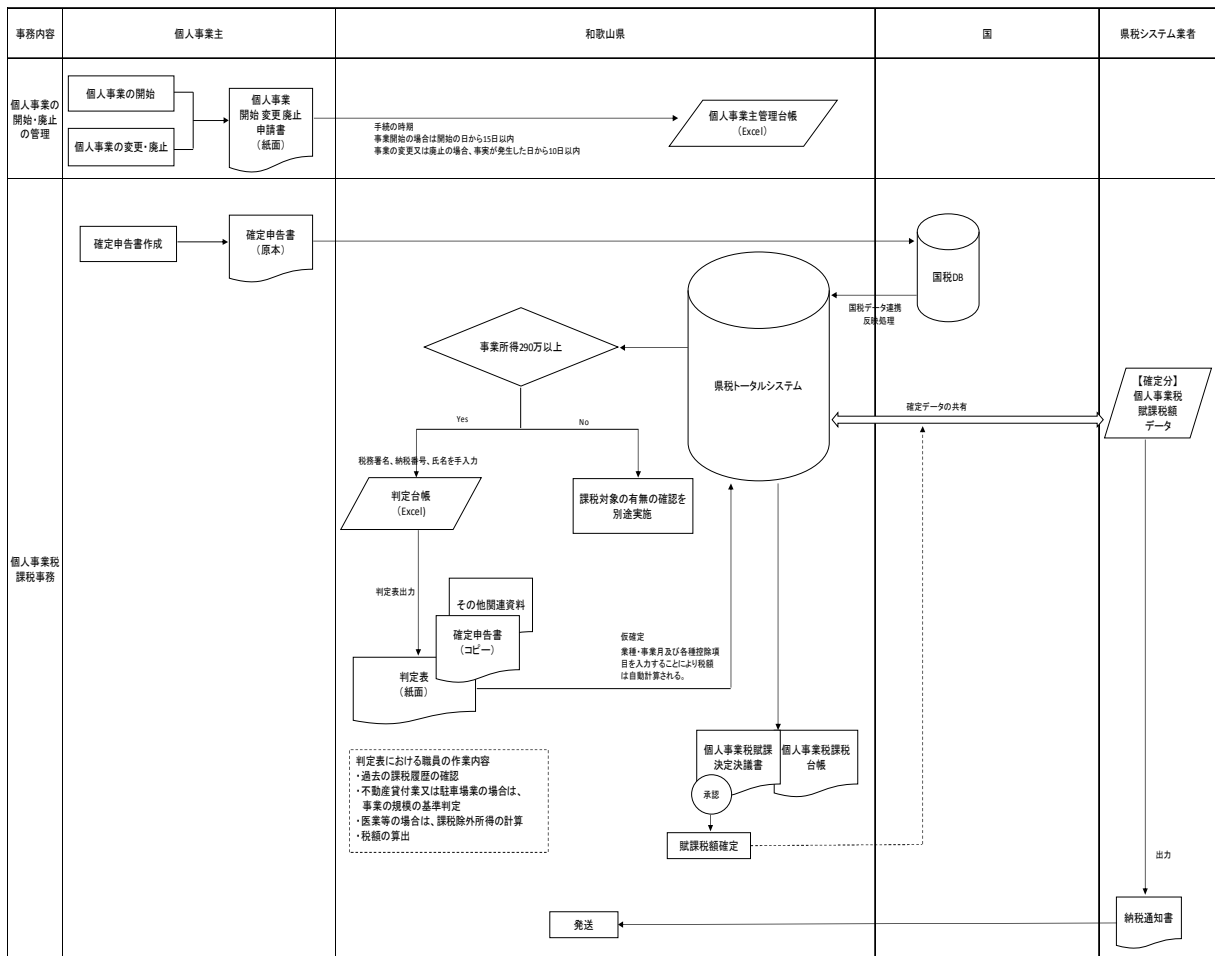
個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対してかかる税金である。課税対象業種には第一種事業、第二種事業、第三種事業の3つがあり、どの事業分類に属するかで適用税率が異なる。従って、納税者区分の認定が課税実務上の重要なポイントとなる。

個人事業税の額は基本的に所得税（国税）データを取り込んで、申告書の事業所得の金額に各種控除額等を加味して算定した課税所得金額に基づき計算される。個人で所得税の確定申告もせず住民税の申告もしない人は、個人事業税の申告をする必要がある。

所得税の計算上認められている事業所得に係る「青色申告特別控除」は認められておらず、その代わりに事業主控除 290 万円が認められているので、事業主控除前の事業所得が 290 万円を上回るかどうか重要なポイントとなる。

(3) 事務手続の流れ

個人事業税は所得税（国税）データを取り込んで、独自の調整を行った上で課税額を調定する。





#### (ア) 県民による申告

事業所得がある人は所得税の確定申告が必要になるため、個人事業税の課税対象となる人は基本的に所得税の確定申告を行う。事業所得の内訳書に記載された事業収入や必要経費等が正しく記入されているかどうかについて県は特段検証しない。

#### (イ) 所得税（国税）データの取り込み

各個人事業主が確定申告により申告した国税（所得税）の申告データの内、事業所及び不動産所得の合計額が 290 万円以上のデータが県税トータルシステムに自動連携により取り込まれる。

#### (ウ) 課税対象事業者の判定

和歌山県税事務所においては、取り込まれた約 5,200 件分の個人事業主に係る税務署名、納税番号、名前、フリガナを別途 Excel で管理している判定台帳に入力の上、個人事業主別の判定表を出力する。

#### (エ) 対象事業の判定

出力された判定表に過去の課税実績、課税対象の判定、事業所得金額、各種控除金額及び手計算した事業税額を記入する。過去の課税履歴の有無については、県税トータルシステムを直接閲覧し確認及び記入する。

不動産貸付業又は駐車場業の場合は、事業の規模が、第一種事業として課税すべき基準を満たすかどうかを決算書（収支内訳書）の不動産所得の収入の内訳に基づき個別に確認する。医業等の場合は、課税除外所得の金額の適切性も検証した上で、課税対象の判定を実施している。

不動産貸付業			
建物の貸付			土地の貸付
住宅	一戸建	10 棟以上	貸付契約件数（一の契約で 2 区画以上の土地を貸し付けている場合は 1 画地ごとに 1 件とします。）が 10 件以上。 ただし、10 件未満でも住宅用土地の貸付総面積が 2,000 ㎡以上の場合も該当します。
	一戸建以外（アパートなど）	10 室以上	
住宅 以外	一戸建（倉庫、工場など）	5 棟以上	
	一戸建以外（貸ビルなど）	10 室以上	
上記のいずれの基準にも満たない場合でも、それぞれの棟数、室数（空室含む）、契約件数の合計が 10 以上であれば課税されます（例・一戸建住宅 8 棟と一戸建倉庫 2 棟を貸付け）。 また、独立的に区画された 2 以上の室を有する建物は、一棟貸しの場合でも室数により認定されます（例・15 室のアパートを社宅として一括して同一人に貸し付けている場合は 15 室で算定）。 なお、建物の貸付けで延床面積が 600 ㎡以上、かつ建物（当該建物に付随する敷地を含む）の賃貸料収入金額（共有者がいる場合は共有者の収入も合算した金額）が年 1,000 万円以上の場合も課税されます。			

駐車場業	
建築物でない駐車場（青空駐車場）	収容可能台数 10 台以上
建築物である駐車場（立体式、地下式、ガレージなど）	収容可能台数を問わず駐車場になります。
時間貸し駐車場（モータープールなど）	収容可能台数を問わず駐車場になります。

(オ) 調定

各担当職員での作業（ダブルチェック含む）完了後、県税トータルシステムに各個人事業主の業種・事業月数を手入力することで、税額がシステム上で自動計算され、計算結果が個人事業税賦課決定決議書として出力され、個人事業税額が確定する。

(カ) 納付書の送付

税額確定後、委託業者において個人事業税の納税通知書を出し、県税事務所が内容の確認、封入及び発送業務を行っている。

(キ) 調査

個人事業税の適正な課税を行う観点から、事業の実態を確認する必要があるものについて、申告データに基づき対象先を選定し、実地調査している。

**(意見②) 県税トータルシステムの有効活用について**

現在、和歌山県において使用している県税トータルシステムは、個人事業税の賦課業務においては、国税（所得税）の申告データとの自動連携及び税額の自動計算のみの活用にとどまっており、過去の課税実績の確認や不動産貸付業及び駐車場業における事業規模の判定等については、職員がすべて手書きの判定表を使用して実施しており、税額計算についても職員がいったん手計算にて算出し、システムの計算結果との一致を別途確認している。

定期課税の時期は、各職員が処理すべき件数も膨大であり、かつ手作業による業務負荷が大きいことから、システムの有効活用、必要に応じて機能付加等することによる業務の効率化を検討すべきであると考えている。

**(意見③) 不動産貸付業及び駐車場業の事業規模の判定基準の周知について**

不動産貸付業及び駐車場業においては、課税対象となる事業規模が明確に定められているが、現状の県の周知方法としては、個人事業主が個人事業開始申請書を提出する際や納税通知書を発送する際に「個人事業税のあらまし」という書面を渡しているのみで、県のホームページ等での継続的な開示は実施していない。

特に不動産貸付業については、業種全体に占める割合も大きく、事業規模の判定基準が複雑であることから、適切な課税賦課の観点からも、個人事業主への判定基準の継続的な周知徹底について検討すべきであると考えている。

## 4.7 法人事業税

### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	13,196,601	14,664,107	17,303,177	17,794,739	18,471,737
収入済額	13,184,223	14,648,816	17,296,216	17,789,719	18,462,680
不納欠損額	330	4,925	5,233	130	114
収入未済額	12,047	10,365	1,727	4,889	8,942
徴収率	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%

### (2) 検証の視点

法人事業税は、法人等が県内で行う事業に対して課される税金であり、法人県民税と同様に事務所等の有無が課税根拠となる。

法人区分に応じ、課税標準となる所得等の区分が異なる。

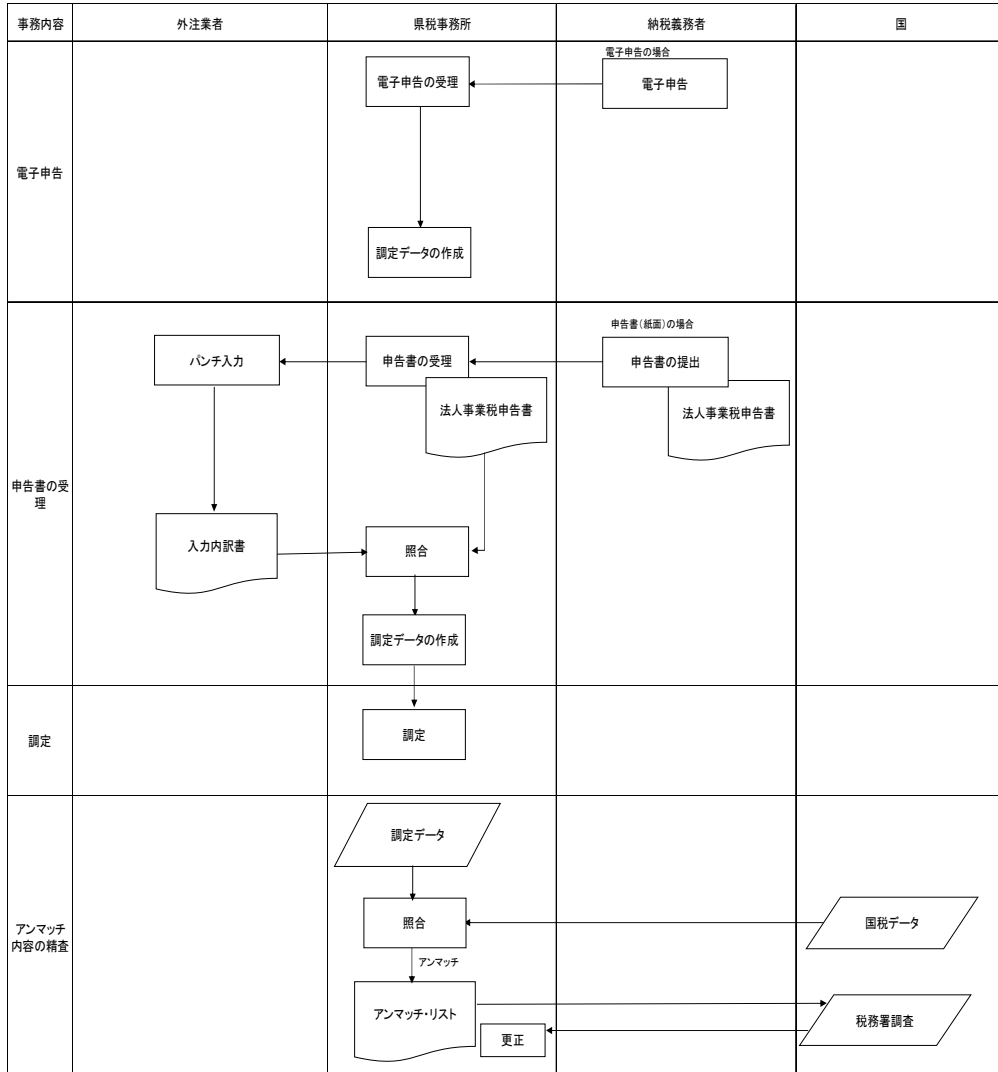
法人区分	所得等の区分	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)	付加価値割	0.72%	1.2%	1.2%	
	資本割	0.3%	0.5%	0.5%	
	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人	3.1%	0.7%	1.0%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人、公益法人及び投資法人等	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	所得割	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%	5.3%	
		年800万円を超える所得	6.7%	7.0%	
		軽減税率不適用法人			
特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
		年400万円を超える所得	4.6%	4.9%	
		軽減税率不適用法人			
電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人	収入割		0.9%	1.0%	

課税額の決定は法人からの電子申告データないしは申告書の記載に基づいて行われるが、所得割については、国税の課税所得とほとんど同額であるため、法人税（国税）申告データと照合し、申告データの正確性を確認する必要がある。

その他、事務所等が2以上の都道府県にまたがっている場合に特段の事務対応が必要となる。

### (3) 事務手続の流れ

所得割の対象となる所得の確認は、基本的には法人県民税の業務の流れと同様の事務手続になり、eLTAX及び書面申告の情報から調定データを作成し、調定を行う。その後、所得割の課税基準となる当年度の所得について国税（法人税）データと照合し、アンマッチの内容確認を経た上で確定する。



#### (ア) 法人による申告

県内に事務所等を有する法人など法人事業税を支払う義務のある法人は原則として事業年度終了の日から2か月以内に法人事業税の申告をしなければならない。

申告には地方税の電子申告(eLTAX)と書面による申告書の提出の2つの方法がある。

なお、事業年度終了後に提出する確定申告に対し中間申告の制度があり、予定申告ないしは仮決算に基づく申告を行う。

2以上の都道府県に事務所等を有している場合は、事務所等の従業員数など按分に必要な情報を記入する。

(イ) 法人区分の認定

法人区分により、外形標準課税対象法人に該当するか否かが決まる。また、所得割については所得等の金額により適用税率が異なる。県は事務処理要領に従い、申告データを基に法人区分を認定している。

(ウ) 調定データの作成

電子申告データおよび申告書から法人事業税の調定、即ち課税額の決定に必要な調定データを作成する。

調定データの作成は、電子申告の場合はデータをそのまま取り込むだけであるが、申告書の提出の場合は記載内容を委託業者がパンチ入力し、入力内訳書を作成し、申告書と照合の上、調定データに落とし込んでいる。

(エ) 調定

課税標準となる所得金額が確定すると調定が行われる。

(オ) 国税データとの照合によるアンマッチ・リストの作成

県が申告データから作成した調定データと法人税（国税）データとを照合し、差異のある分については自動的にアンマッチ・リストが作成される。

(カ) アンマッチ内容の精査

アンマッチについて、県は税務署において、申告書を閲覧し、法人事業税の申告記載の誤りの有無を確認している。

(キ) 2以上の都道府県に事務所等がある場合の対応

事業税の申告は県内に事務所等を設けて事業を行っている法人が対象となるため、2以上の都道府県で事業を行っている場合に事業税額の分割の論点が出てくる。事業の種類により適用基準等の違いがあるが、事業税の分割のための基準としては、従業員数、事務等の数、固定資産の価額等がある。

これらの分割基準は基本的に申告書に記載されているものであり、この段階ではeLTAXや書面申告の記載内容が正しいことを前提に調定を行っているが、県としてこれらの記載内容が正しいか否かについて、事後的に確認を行う。

2以上の都道府県に事務所等を有する他県本店法人については、他の都道府県から「課税標準額等通知書」を入手し、分割基準の記載項目が他の都道府県でも同じ内容であることを確認している。

なお、令和元年10月からはeLTAXで地方税の申告に係るデータのやり取りができるようになった。

申告書に記載した分割基準の記載項目自体が正しいか否かについては、県は毎年度、外形標準課税対象法人などの課税実地調査の際に、併せて調査している。

#### (ク) 立入調査

法人事業税の申告書の立入調査については、現状は普通法人（外形標準課税対象法人）5件、医療法人5件を毎年度抽出して実施している。外形対象法人（資本金1億円超）については、これまでに悉皆調査を終えていることから、新規法人や過去の調査実績を踏まえた選定を行っている。また、医療法人については、誤りの生じやすい介護事業を行っている者を中心に選定している。

### 4.8 不動産取得税

#### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
調定額	2,176,851	2,319,085	2,053,803	2,269,634	1,814,594
収入済額	2,036,898	2,177,690	1,932,567	2,160,012	1,729,454
不納欠損額	7,782	10,432	2,867	4,988	1,085
収入未済額	132,170	130,963	118,368	104,633	84,053
徴収率	93.6%	93.9%	94.1%	95.2%	95.3%

#### (2) 検証の視点

不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に対し課される税であるが、不動産の取得には次の2つの態様がある。

- ・ 承継取得・・・売買、贈与、交換等により、所有者が移転する場合の取得
- ・ 原始取得・・・家屋の建築等による、不動産の取得

承継取得の場合は、通常、法務局において登記が必要となる。登記の際、法務局は登録免許税を徴するので、登録免許税の課税標準として市町村から固定資産税評価証明を登記申請者から入手する仕組みになっている。

法務局は登記の異動について、その都度市町村に報告し、市の固定資産課税台帳と法務局の登記とが整合を図られるようになっている。

県は直接的に法務局から登記の異動の報告を受ける相手になっていないので、市町村からの不動産異動の事実の通知や法務局に赴いての登記申請書閲覧調査により、不動産取得の事実を補足することになっている。また、複数の土地を取得している場合に、隣接地であるかどうか等、県税独自の確認事項があり、法務局に出向いて、公図などを確認する必要もある。

次に、原始取得の場合は、基本的には市町村が家屋の建築状況を把握しており、家屋評価分担により、県と市町村で評価事務を分担している。

市町村が評価を行った家屋については、1年分まとめて県に通知がなされ、この通知により不動産取得の事実を捕捉することになっている。また、複数の家屋を取得している場合に、

同一敷地内の一構の家屋であるか等、県独自の確認事項があり、市町村への問合せや現地に出向いて確認することもある。

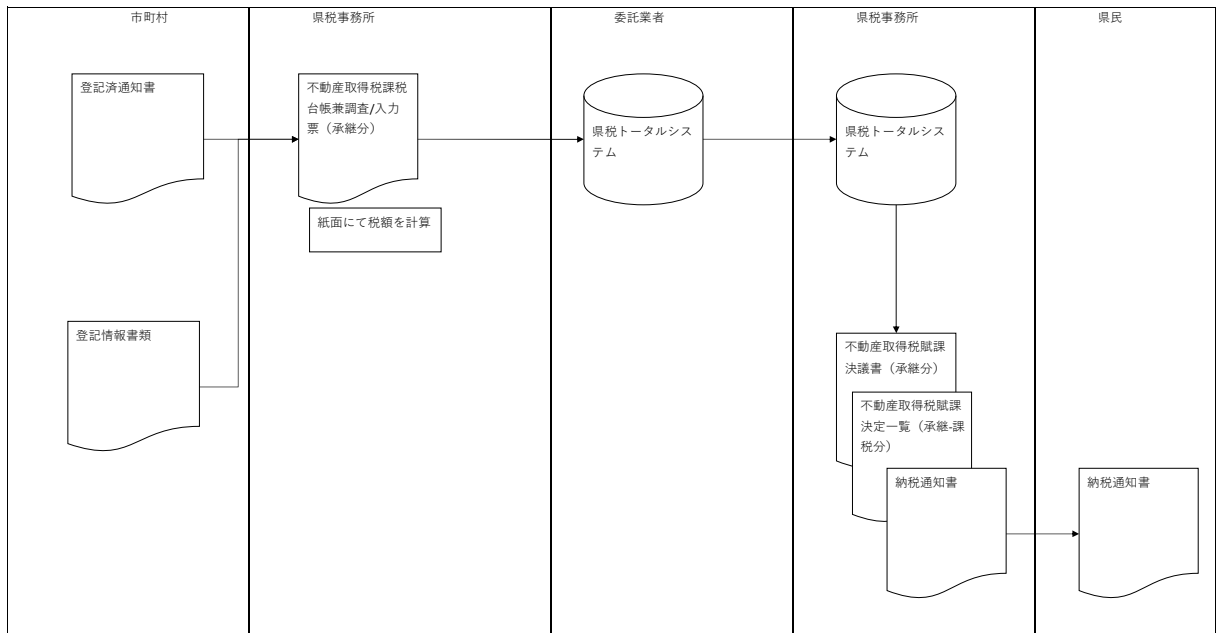
このように不動産取得税の賦課手続は市町村との情報連携や法務局への確認という手間のかかる作業が多く、各県税事務所で分担して県内全域をカバーしている件数の多い事務であるため、正確性の確保に万全を期すため、相当の工数を割いて対応している。

また、各種の軽減措置もあり、これについても各県税事務所で市町村と情報連携しながら、対応している。基本的には、市町村が固定資産税事務において必要書類を入手し、確認している場合がほとんどである。

### (3) 事務手続の流れ

#### ① 承継

承継の場合の事務手続の流れは次のとおりである。



### | 紀南県税事務所

#### (ア) 不動産取得の事実の把握

不動産の所有権を取得するにあたり、取得する本人が登記の際に固定資産税評価証明書の交付を市町村から受け、法務局は固定資産評価額をもとに登録免許税を確認し、納付を受けた後に、登記済証を交付する。法務局は移転登記が完了すると、市町村に「権利に関する土地及び建物登記済通知書」を書面で通知する。

県は直接的に法務局から不動産の異動の事実を通知される相手方ではないので、市町村から継続的に取得の事実に関する情報を入手することになる。

なお、本来は、取得した本人が取得の事実を申告することになっているが、周知徹底されていない。県は本人からの申告の有無にかかわらず、課税実務上は市町村から移転の事実の情報を得て、課税行為を開始する。

上記フローのうち、移転登記の確認は、田辺市、白浜町、上富田町の3市町は物件数が多いため、毎月各市町に赴き「権利に関する土地及び建物登記済通知書」を保存しているファイルを借り受けることにより取得の事実の確認を行う。その他の市町村については田辺市と新宮市にある法務局に毎月赴いて移転の事実を確認している。

(イ) 課税台帳入力システムへの入力

取得の内容を課税台帳入力システムに登録する。

法務局から市町村に通知される「権利に関する土地及び建物登記済通知書」がデータであれば、スムーズなシステム登録が可能であるが、実際には書面であるためシステム登録まで相当の手間がかかる。

(ウ) 法務局での確認

課税額の算定に必要な固定資産評価額の情報の入手や、免税点未満の判定のために隣接地かどうかの確認を行う必要があり、法務局に出向いて、登記申請書に添付されている固定資産税評価証明を閲覧し、公図の確認を行い、課税額を確定するという手続が必要である。

田辺市、白浜町、上富田町の承継物件については、課税台帳入力システムから1件ごとに不動産取得税課税台帳兼調査/入力票（承継分）（以下「課税調査票」）を打ち出し、法務局において移転登記時に所得者が添付した固定資産税評価証明から固定資産評価額を拾い、課税調査票に記入している。

上記3市町以外の承継物件については、白紙の課税調査票に取得の事実に関する情報とともに上記3市町の場合と同様に固定資産評価額を記入している。

(エ) 調定

法務局で記入した課税調査票を県税事務所に持ち帰り、課税計算を行った後、外部委託により県税トータルシステムに入力し、元の課税調査票と照合の上、毎月、賦課決議とともに調定を行う。

(オ) 納税通知書の送付

不動産取得税の納付期限は、納税通知書に記載された期日であり、通常は調定月の末日としている。県税トータルシステムから毎月10日に納税通知書が作成され、納税者に送付される。

| 和歌山県税事務所

(ア) 不動産移転の事実の把握



不動産の所有権を取得するにあたり、取得する本人が登記の際に固定資産税評価証明書の交付を市町村から受け、法務局は固定資産評価額を基に登録免許税を確認し、納付を受けた後に、登記済証を交付する。法務局は移転登記が完了すると、市町村に「権利に関する土地及び建物登記済通知書」を書面で通知する。

県は直接的に法務局から不動産の異動の事実を通知される相手方ではないので、市町村から継続的に取得の事実に関する情報を入手することになる。

和歌山市、海南市については「登記済通知書」を借用している。紀美野町は件数が少数であるため、費用対効果の観点から借用していない。

#### (イ) 課税台帳入力システムへの入力

「登記済通知書」をスキャナーでスキャンし、データ変換の上、アクセスの課税台帳入力システムに取り込んでいる。取り込みエラーとなったものは手入力にて修正を行う。

#### (ウ) 法務局への確認

課税額の算定に必要な固定資産評価額の情報の入手や、免税点未満の判定のために隣接地かどうかの確認を行必要があり、法務局に出向いて、登記申請書に添付されている固定資産税評価証明を閲覧し、公図の確認を行い、課税額を確定するという手続が必要である。

そこで、課税台帳入力システムから出力した、移転事実に関する基本情報が記載された課税調査票を法務局に持参し、課税額の算定のため必要な情報を手書きで記入する。

#### (エ) 調定

法務局で記入した課税調査票を県税事務所に持ち帰り、税額計算を行った後、外部委託により県税トータルシステムに入力し、元の課税調査票と照合の上、毎月、賦課決議とともに調定を行う。

#### (オ) 納税通知書の送付

不動産取得税の納付期限は、納税通知書に記載された期日であり、通常は調定月の末日としている。県税トータルシステムから毎月 10 日に納税通知書が作成され、納税者に送付される。

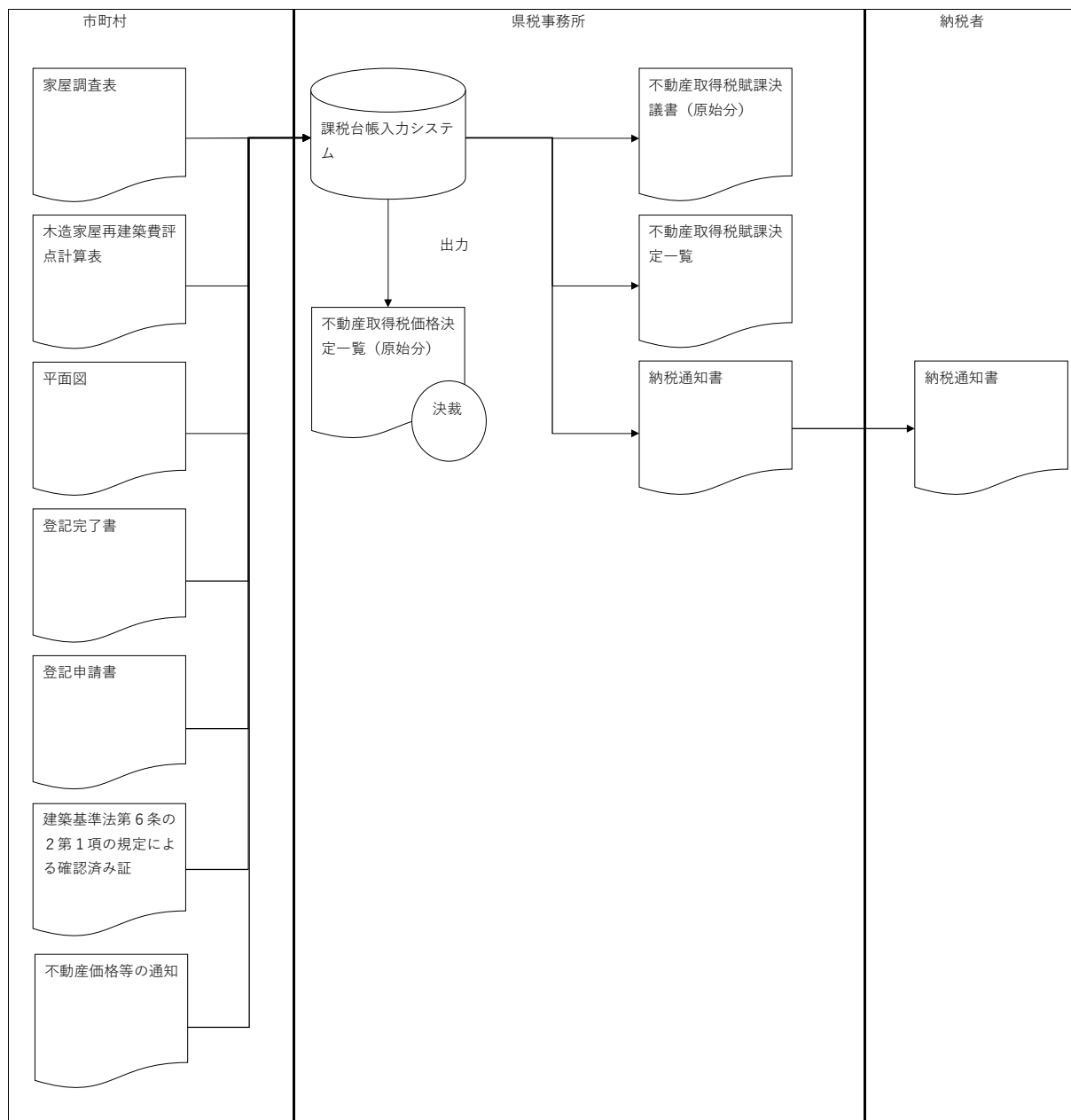
#### (意見④) 不動産取得税調査業務の効率化について

承継取得の場合の不動産取得税の調定にかかわる基礎情報は、法務局に赴いて不動産取得税課税台帳兼調査/入力票（承継分）に記入し、その記録を県税事務所に持ち帰っている状況にあるが、現状は非常に手間のかかる実務になっている。

セキュリティ面に配慮した上で、モバイルPCやiPad等の端末機を導入し、その場で入力し、課税台帳入力システムのデータベースに吸い上げる仕組みを作れば工数削減につながるものとする。また、直接PC等に入力した結果と調査において入手した情報や公図とを照合すれば、正確性を担保できるものとする。

#### ② 原始取得

原始取得の場合の事務手続の流れは次のとおりである。



## | 紀南県税事務所

### (ア) 不動産原始取得の事実の把握

原始取得の事実及び課税標準となる価格の基となる評点数は市町村から書面で通知される仕組みになっている。

紀南県税事務所では、田辺市以外の各市町村からは書面と併せて Excel ファイルの送付もされる。田辺市からは来年度から Excel ファイルでももらえるようになるとのことである。

### (イ) 課税台帳入力システムへの入力

各市町村から入手した原始取得の事実及び評点数の情報を課税台帳入力システムに入力する。

各市町村から送付される Excel ファイルは形式が統一されていないため、データ形式でもらっていないながら結局は手入力となっている。

(ウ) 調定

市町村から通知された評点数を基に県が、不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定し、税率（住宅 3%、住宅以外の家屋 4%）を乗じて課税額を算定した上で、個々に課税課長の承認を受ける。

なお、負担軽減に係る申請書類をもとにした、負担軽減措置もこの段階で行い、最終的な課税額を調定する。

(エ) 納税通知書の送付

県税トータルシステムから納税通知書が作成され、原則として 8 月 10 日に納税者に送付される。

## | 和歌山県税事務所

(ア) 不動産原始取得の事実の把握

原始取得の事実を確認するため、県職員は家屋調査表、木造家屋再建築費評点計算表（非木造家屋の場合は非木造家屋再建築費評点計算表）、平面図、登記完了書、登記申請書、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による「確認済み証」を各市町から入手する。また、各市町から「不動産の価格等の通知について」（取得家屋の一覧表を含む）を受領する。

(イ) 課税台帳入力システムへの登録

これらの情報をアクセスの課税台帳入力システムに入力後、不動産取得税価格決定一覧（原始分）（以下「課税計算表」）を出力し、内容に誤りがないかを確認する。

(ウ) 調定

課税台帳入力システムから県税トータルシステムに取り込まれたデータに基づいて、調定を行う。

(エ) 納税通知書の送付

原則として、和歌山市評価分については7月、海南市及び紀美野町評価分については8月に納税通知書が納税者に送付される。

(意見⑤) 市町村からの固定資産税の評点数データの受入れについて

紀南県税事務所において、原始課税における不動産取得税を算定するために市町村から家屋の評点数の通知を受けており、田辺市からは書面、その他の市町村からは書面と併せてExcelファイルとなっている。現状は、Excelファイルを入手しているものの、県の課税台帳入力システムに手作業で各項目を入力し、元のExcelファイルと照合入力チェックしている。

入手したExcelデータを県の課税台帳入力システムへ直接取り込む仕組みを作れば、入力・照合という工数削減につながるものと考え。また、正確性も担保することができるものと考え。

(意見⑥) 不動産取得に関する申告について

現状は本人からの取得に関する申告はなくとも課税計算や住宅特例控除の適用が滞りなく行える体制になっている。しかしながら軽減措置の適用についてはあくまでも本人からの申告が前提となる事項である。

課税実務上の配慮は理解できるが、自己申告についてさらに周知徹底をはかる必要があると考える。

(指摘①) 不動産取得税の課税誤りについて

紀南県税事務所において、不動産取得税の課税誤りがあった。

概要：

- ① 税目 不動産取得税（平成29年中に田辺市内で新增築された家屋に対する課税）
- ② 課税時期 平成30年8月
- ③ 件数 88件
  - 過大であったもの・・・43件 2,312,200円  
(※最大の額 577,200円、最小の額 1,800円)
  - 過小であったもの・・・45件 95,400円  
(※最大の額 7,800円、最小の額 100円)

田辺市から送られる固定資産（家屋）のデータが補正率を掛けた後の評価額になっていたところ、さらに県において補正率を掛け合わせて補正額を計上したため2重で補正したこととなり、過誤が生じた。補正率が0.99又は1.10のため、過大徴収43件・過少徴収45件が生じたものである。

田辺市のみが他市町村と異なることは担当者として当然に理解しておくべきことである。  
 今後、このようなことのないよう、複数の職員によるチェックや事務処理体制の整備に特に留意の上、事務の適正な実施を徹底し、厳正な執行に努められたい。

#### 4.9 鉾区税

##### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	120	120	93	91	91
収入済額	120	120	93	91	91
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### (2) 検証の視点

鉾区税は、県内に鉾業権を持つ人に鉾区面積を課税標準として課される税金で、鉾業権の取得、消滅や変更の日から 7 日以内の申告が必要である。

##### (3) 事務手続の流れ

4 月 1 日時点の鉾業権者について納税額を調定し、納税通知書を送付する。毎年 5 月末日までに納付がなされ、調定額と照合する。

#### 4.10 県固定資産税

平成 26～30 年度における調定額はなかった。

#### 4.11 自動車取得税

##### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	604,320	1,021,087	1,017,157	1,400,680	1,485,931
収入済額	604,320	1,021,087	1,017,157	1,400,680	1,485,931
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## (2) 検証の視点

自動車取得税は、自動車・軽自動車の取得に対して課される税金で、自動車登録の際に県税務課（分室）に申告して、納税する。

徴収率は常に 100%である。

自動車税と同じ要件で障害者の方に対する減免がある。

なお、令和元年 10 月 1 日以降は「自動車取得税」は廃止され、「自動車税環境性能割」と「軽自動車税環境性能割（市町村税）」が新設された。

## (3) 事務手続の流れ

自動車取得税は自動車の取得に対し課税する。自動車の取得者が県に税額を納付する直接税であり、申告者が税額を計算する申告納税方式である。

自動車取得税及び自動車税の事務手続のフロー図は、4.12 自動車税（3）で併せて後述する。

### (ア) 申告

自動車を取得した者は、和歌山運輸支局において車検証の交付を受ける必要があるが、その際に合わせて税務課分室の窓口において申告書を提出することとなる。税務課分室は、申告書が提出されると、納税が必要かどうか、免税点未満でないか、車検証の内容と申告内容があっているか等の観点でチェックした後受理する。

また、自動車取得税の申告書は、自動車税の申告書と一体のものとなっており、自動車の取得者が車検証の交付を受ける際に、自動車税と自動車取得税について合わせて申告できる仕様となっている。また、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用して、インターネットで申告・納付することもできる。

### (イ) 納付

納付は原則として自動車取得税額に相当する金額を証紙代金収納計器で申告書に印字させて収納する。新規登録の場合、自動車税と自動車取得税を合わせて徴収する。

### (ウ) 減免

身体障害者手帳を所有している等一定の要件を満たす自動車所有者は減免等の適用を受けることができる。減免を受けるためには、減免申請期限までに減免申請書を県税事務所に提出する必要がある。県税事務所では、申請書の内容を身体障害者手帳、運転免許証と照合したうえで受理し、受理した旨を申請者に伝える。

## 4.12 自動車税

### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	11,499,953	11,342,496	11,196,254	11,173,381	11,193,814
収入済額	11,350,216	11,228,688	11,155,116	11,112,166	11,147,411
不納欠損額	16,630	12,840	8,982	8,775	6,172
収入未済額	133,106	100,967	72,155	52,439	40,230
徴収率	98.7%	99.0%	99.3%	99.5%	99.6%

### (2) 検証の視点

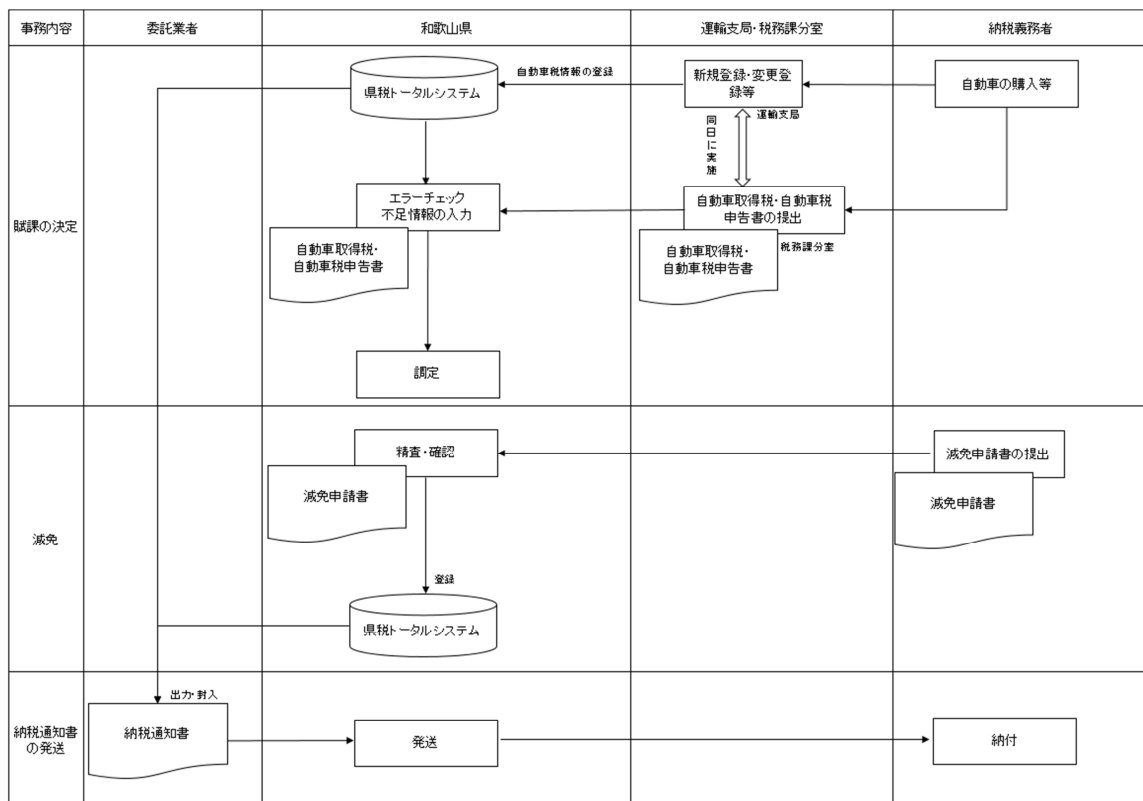
自動車税は、自動車の所有者に課される税金で、県から送付される納税通知書により毎年5月31日までに納税する。滞納がある場合は車検証が発行されない仕組みになっている。

自動車取得税と同じ要件で障害者の方に対する減免がある。

なお、令和元年10月1日以降は「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更された。

### (3) 事務手続の流れ

自動車税は、毎年4月1日時点での自動車所有者に対し、自動車の種類、排気量等に応じて算出された金額が課税される。納税者ではなく、和歌山県が税額を決定する賦課課税方式である。





#### (ア) 賦課の決定

自動車を取得等した際は、運輸支局で登録等する必要があるが、その際に、合わせて運輸支局に隣接した税務課分室において自動車税申告書を提出する必要がある。税務課分室は提出された申告書の内容を確認し、内容に問題が無ければ受理し、その後、自動車税申告書を県税事務所に送付する。一方で、運輸支局での車両登録情報は県税トータルシステムに取り込まれる。

県税事務所は、県税トータルシステムの登録された自動車税データについてエラー消しを実施する。不足している情報、誤っている情報がある場合は、自動車税申告書に基づき、納税者の情報等を登録・修正する。

##### ① 定期課税

税額は、賦課期日（4月1日時点）において、自動車の種類、総排気量等に応じて県税トータルシステム上で計算される。税額の計算後、賦課決議とともに調定を行う。

##### ② その他

新規登録の場合、運輸支局での自動車登録時に、翌月からの月割額を証紙徴収する。

#### (イ) 減免等

身体障害者手帳を所有している等一定の要件を満たす自動車所有者は減免等の適用を受けることができる。

県税事務所は減免申請書の提出があったときは、その申請書と身体障害者手帳等その他の提示書類及び添付書類をそれぞれ精査、確認のうえ受理し、余白に受理印を押印する。受理後県税トータルシステムに減免の情報を入力する。

#### (ウ) 納税通知書の発送

県税事務所は4月1日時点の所有者に対して、納税通知書を発送する。納税通知書の発送件数は、県全体で約31万件にも上ることから、封入作業は外注している。

### 4.13 県たばこ税

#### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
調定額	1,206,237	1,172,204	1,129,861	1,066,794	1,049,705
収入済額	1,206,237	1,172,204	1,129,861	1,066,794	1,049,705
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 検証の視点

県たばこ税は、たばこ卸売業者等が県内の小売販売業者に売り渡したときに課せられる税金で、卸売業者等が毎月分の税金を県に申告して納付する。この税は小売価格に含まれているため、最終的な税の負担者はたばこの消費者ということなる。

徴収率は常に 100%である。

(3) 事務手続の流れ

税務課で管轄している。

卸売業者等からの毎月の申告に基づいて調定し、納税額と照合する。

#### 4.14 地方消費税

(1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	14,893,132	22,832,234	18,927,311	18,655,894	18,485,188
収入済額	14,893,132	22,832,234	18,927,311	18,655,894	18,485,188
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 検証の視点

地方消費税は、消費税（国税）と同様に、資産の譲渡（商品の販売取引等）や役務の提供（サービス取引等）等の国内取引や輸入取引に課税され、法人等が国に対して申告し、納税する。これらの税は商品やサービスの価格に上乗せされるため、最終的な税の負担者は商品やサービスの消費者になる。

地方消費税の徴収、各都道府県への配分は、国が行う。

(3) 事務手続の流れ

税務課で管轄している。

国から払い込まれる地方消費税は、人口と商業統計に基づく「各都道府県ごとの消費に相当する額」に応じて各都道府県間で清算される。

#### 4.15 ゴルフ場利用税

##### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	390,507	372,736	358,314	334,224	316,283
収入済額	390,507	372,736	358,314	334,224	316,283
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### (2) 検証の視点

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課される税で、ゴルフ場経営者等が利用者から徴収し、県に納める。

徴収率は常に 100%である。

##### (3) 事務手続の流れ

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場利用者が納税義務者である。一方、ゴルフ場経営者等が特別徴収義務者として申告義務があり、納税者と担税者が異なる間接税である。また、高齢者等の一定の場合には、非課税規定がある。

##### (ア) 等級の判定

ゴルフ場の利用料金やホール数等の情報を収集し、それらの基準に基づき等級を決め、ゴルフ場に通知する。等級によってゴルフ場利用税の額が異なる。

##### (イ) 申告

ゴルフ場利用者は、ゴルフ場を利用するごとに、利用したゴルフ場の等級に応じたゴルフ場利用税をゴルフ場の利用代金と合わせてゴルフ場に支払う。特別徴収義務者（ゴルフ場経営者等）は、毎月 15 日までに前月 1 日から同月末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税について、申告書を提出し、納入しなければならない。

##### (ウ) 調定

県税事務所は、申告書を受領し、精査検算の後、県税トータルシステムに申告書の内容を入力する。入力後、県税トータルシステムからの情報に基づき、収入調定票を作成し、調定を行う。

#### (エ) 定期調査

県税事務所は、2年に1回全ゴルフ場を調査できるように計画的に調査を実施している。申告内容と各ゴルフ場で保管している帳票類の突合せ等を実施し、訂正すべき事項等があれば指導する。

### 4.16 軽油引取税

#### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	6,639,221	6,060,183	6,226,569	6,125,254	6,259,548
収入済額	6,595,760	5,953,632	5,740,228	5,704,878	5,842,283
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	43,461	106,550	486,341	420,375	417,265
徴収率	99.3%	98.2%	92.2%	93.1%	93.3%

平成 30 年度の収入未済額の大部分は、不正軽油事案において決定を行ったものに対する未収債権である。

#### (2) 検証の視点

軽油引取税は、特約業者又は元売業者から軽油を引き取った際に課される税であり、軽油を販売した特約業者等が毎月分をまとめて翌月末までに申告し、納付する。この税は、軽油の販売価格に含まれるので、最終的な税の負担者は軽油の購入者である。

特約業者等において倒産等の特殊事情がない限り、回収不能になることはないが、時折不正軽油事案の滞納が発生している。

用途等の分類により一定の免税制度が設けられており、免税の申告により免税証の交付を受けることが可能である。

#### (3) 事務手続の流れ

##### (ア) 申告

軽油引取税は間接税であることから、特約業者又は元売業者が特別徴収義務者として登録され、特別徴収義務者が申告を行うこととなる。

特別徴収義務者は、県税事務所に対し、申告書の提出を行う。期限後申告となった場合は、不申告加算金及び延滞金を納付する。

特別徴収義務者は、毎月末までに前月初日から末日までの実績を「軽油引取税納入申告書」及び「軽油の納入数量明細書」に記載し、申告する。

なお、特別徴収義務者は申告納入すべき期間について納入すべき軽油引取税が無い場合についても、必ず申告する必要がある。

また、申告書には課税済みである軽油に対しては、「課税済軽油流通状況報告書」等を、免税軽油として引き渡した軽油に対しては、和歌山県が交付した免税証を添付する必要がある。

特別徴収義務者等は「軽油引取税納入申告書」及び納付書により申告納入する。

県税事務所は申告された課税対象とならない数量等を、添付書類によって書面審査し、課税標準量及び税額等申告事項について精査検算を行い、記載欄の誤りや計算上の誤りがある場合には、直ちに訂正させる。

県税事務所は納入申告書を受領したときは、免税証その他課税対象とならない数量又は控除分等の数量を証する書類を確認の上、受領印を押印し直ちに当該申告書（控用）を交付する。

#### (イ) 調定

県税事務所は申告書のチェックを終了した後、毎月1日から10日までの間に、特別徴収義務者からの申告書の内容を県税トータルシステムへの入力を行う。

入力後、収入調定票を作成し、課税状況報告書及び申告書を添付して決裁を受ける。

#### (ウ) 免税

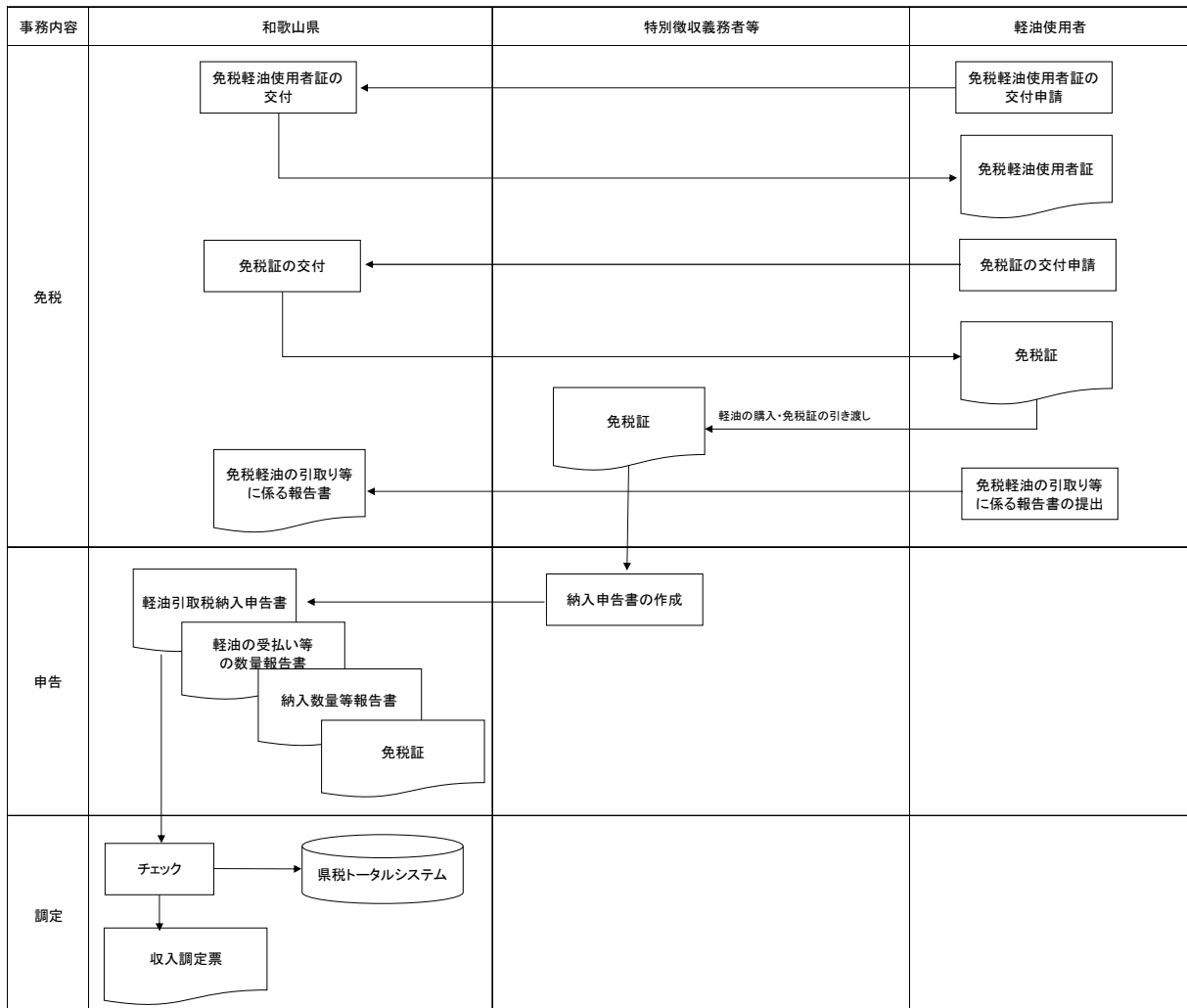
免税による軽油を使用しようとする者は、まず、その軽油の使用に係る事務所を管轄する県税事務所に申請し、県税事務所から免税軽油使用者証の交付を受ける。

次に、この使用者証を、その交付を受けた県税事務所に提示して免税証の交付を申請し、県税事務所から必要な数量の免税証の交付を受ける。

軽油を購入するときに、この免税証を特約業者等に渡すと、購入者は免税価格で購入することができる。

免税軽油使用者には、免税軽油引取数量の報告義務が課せられ、定められた期限までに県税事務所に報告書を提出する。

以上の流れをフローチャートで記載すると以下のとおりとなる。



### (意見⑦) 報償金制度について

和歌山県では、軽油引取税及びゴルフ場利用税について、特別徴収義務者に対し報償金を交付する制度を設けている。業務プロセスとしては、和歌山県は毎年4月から翌年3月までについて各納税義務者からの1年間の申告書の提出を確認した後、6月に各特別徴収義務者の報償金を算定、7月に各特別徴収義務者に交付決定通知書を送付、そして8月に報償金を交付している。

交付金額は、軽油引取税については、算定期間中の全月分について期限までに全額納入されている場合は、申告納入期限までに納入した税額の2.5%、それ以外の場合は、1.3%の交付率を乗じて算定した金額を交付している。ゴルフ場利用税については、算定期間中の全月分について期限までに全額納入された場合のみ、申告納入期限までに納入した税額に1.5%の交付率を乗じて算定した金額を交付している。

しかしながら、軽油引取税については、申告書の内容に誤りがあった場合や月次で申告書を提出していない場合にも、交付率は低下するものの交付（本来の申告納入期限までに納入された部分に限る。）される内容の要領となっている。

なお、報償金の交付額は、平成 29 年度 143,775 千円、平成 30 年度 137,463 千円、令和元年度 145,217 千円に上る。

報償金制度は軽油引取税・ゴルフ場利用税の特別徴収が一般的な特別徴収義務と異なる特別の事情があることに鑑み、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助する趣旨で交付するものであるとの特殊性から、その交付については理解を得られるものと考えられるが、未申告や申告内容に重大な誤りがあった場合にも交付される内容となっていることから、他府県の報償金制度の状況についても情報交換等実施したうえで、交付の対象を検討をしていくべきと考える。

また、故意により制度を悪用した者に対しては過年度に遡り報償金の交付を差し止める旨の規定を設けることも検討されたい。

### (意見⑧) 軽油引取税申告指導について

軽油引取税では、軽油の流通ルートに対し元売業者、特約業者がどのように関与するかによって、納税地、納税義務者が決定されることとなる。そのため、県税事務所で軽油の流通ルート、納税地、納税義務者に間違いが無いかについて確認することが重要となる。

和歌山県では、納税義務者から提出された申告書により、軽油の流通ルートを確認し、納税地、納税義務者が間違いないかを確認し、申告書を受理している。

申告書を通査したところ、流通ルートが記載されていないもの、また、特約業者等の区分が誤ったまま受理しているケースが散見された。

軽油引取税は納税地、納税義務者の判断が特に難しいことから、誤りが発生しないように留意する必要がある。誤りを防止するという観点から、納税義務者に対し、書類の作成方法を指導し、正確に記載されたものを入手する必要がある。

## 4.17 狩猟税

### (1) 調定等の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調定額	34,207	16,272	15,918	16,441	16,660
収入済額	34,207	16,272	15,918	16,441	16,660
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-
徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### (2) 検証の視点

狩猟税は、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てるための目的税、狩猟者の登録を受ける人に対して課される税金であり、狩猟者の申告により、狩猟者の登録を受けるときに免許の種類と登録を受ける人の区分に応じた税額を納める。

納税がなければ登録を受けられない仕組みである。

なお、県民税の所得割の納付を要する人かどうかで税額が異なるが、市町村が発行するその旨の証明を添付する必要がある。

### (3) 事務手続の流れ

各県税事務所の窓口で受付事務を行っており、申告内容の審査を行い、納税額を調定している。

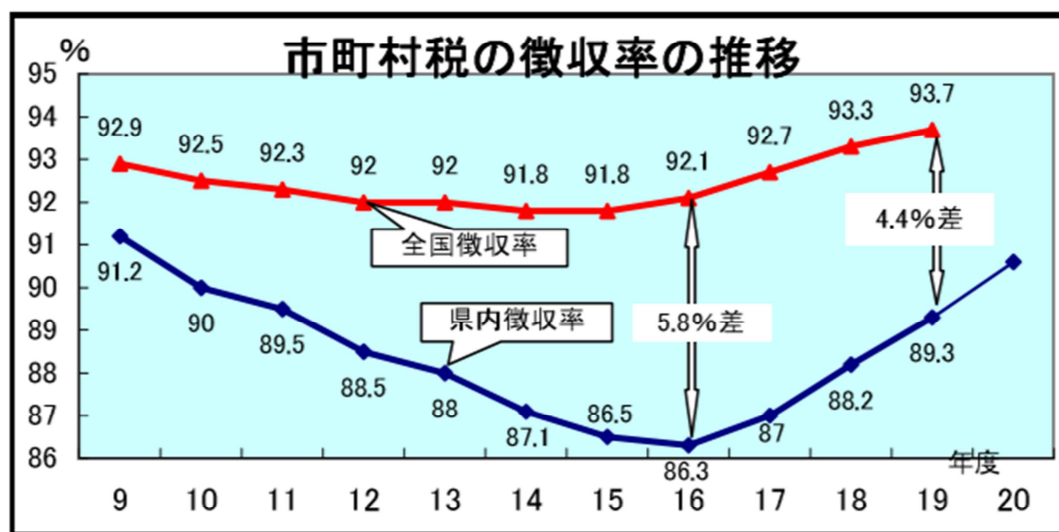
## 4.18 滞納税金の管理

### (1) 県税の徴収状況

深刻な少子高齢化が進行している和歌山県では、将来にわたり継続して住民サービスを提供するための重要な財源の確保が必要となること、また、納税者間の公平を図る観点から、適正な地方税の賦課及び確実な徴収が求められる。

和歌山県では市町村税の徴収率が全国平均に比して低い徴収率であったことから、徴収確保を図るための様々な方策に県と市町村が連携して取組を進めることとし、県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会等が組成され、「債権管理ガイドライン」を策定し、県及び市町村が当ガイドラインに基づき、地方税の確実な徴収に取り組んでいる。

(参考) 和歌山県内市町村税徴収率の推移



税収確保小委員会「平成20年度活動報告（平成21年3月）」

平成 30 年度の和歌山県における県税の徴収状況は、以下表のようになっている。

現年徴収率は、債権管理の強化の結果、現年度の徴収率（収入済額/調定額）は高い状況となっているが、滞納繰越額に関する徴収率は低い状況となっている。このことは、ひとたび滞納となれば、回収が困難となることを表しており、いかに現年度に収入することが重要であるかが伺える。

全体の徴収率としては、98.5%あるものの、不納欠損に至った金額は 8,000 万円にもおよぶ。これが他の納税者との公平を図れなかった金額であり、また、県民サービスの充実の機会を逸した金額である。



県計

単位：円

区分		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率(%)	
						本年	前年
個人県民税	現年	28,010,105,684	27,750,443,945	0	259,661,739	99.1	99.0
	滞繰	936,388,463	298,689,203	71,802,325	565,896,935	31.9	30.7
	合計	28,946,494,147	28,049,133,148	71,802,325	825,558,674	96.9	96.5
県民税配当割	現年	1,063,407,246	1,063,407,246	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	1,063,407,246	1,063,407,246	0	0	100.0	100.0
株式等譲渡所得割	現年	885,057,546	885,057,546	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	885,057,546	885,057,546	0	0	100.0	100.0
法人県民税	現年	3,533,333,800	3,531,024,348	8,700	2,300,752	99.9	99.9
	滞繰	5,016,809	1,393,400	515,594	3,107,815	27.8	26.2
	合計	3,538,350,609	3,532,417,748	524,294	5,408,567	99.8	99.8
県民税利子割	現年	582,753,022	582,753,022	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	582,753,022	582,753,022	0	0	100.0	100.0
個人事業税	現年	1,026,920,700	1,025,618,400	0	1,302,300	99.9	99.9
	滞繰	5,290,617	3,140,498	500,257	1,649,862	59.4	35.3
	合計	1,032,211,317	1,028,758,898	500,257	2,952,162	99.7	99.5
法人事業税	現年	18,466,861,981	18,461,465,175	0	5,396,806	100.0	100.0
	滞繰	4,875,523	1,215,592	114,198	3,545,733	24.9	11.1
	合計	18,471,737,504	18,462,680,767	114,198	8,942,539	100.0	100.0
地方消費税譲渡割	現年	14,656,241,426	14,656,241,426	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	14,656,241,426	14,656,241,426	0	0	100.0	100.0
地方消費税貨物割	現年	3,828,947,204	3,828,947,204	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	3,828,947,204	3,828,947,204	0	0	100.0	100.0
不動産取得税	現年	1,732,732,300	1,706,781,398	65,900	25,885,002	98.5	98.6
	滞繰	81,861,802	22,673,582	1,019,900	58,168,320	27.7	22.9
	合計	1,814,594,102	1,729,454,980	1,085,800	84,053,322	95.3	95.2
県たばこ税	現年	1,049,705,524	1,049,705,524	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	1,049,705,524	1,049,705,524	0	0	100.0	100.0
ゴルフ場利用税	現年	316,283,070	316,283,070	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	316,283,070	316,283,070	0	0	100.0	100.0
自動車取得税	現年	1,485,931,500	1,485,931,500	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	1,485,931,500	1,485,931,500	0	0	100.0	100.0
軽油引取税	現年	5,839,173,032	5,831,609,630	0	7,563,402	99.9	99.9
	滞繰	420,375,967	10,674,326	0	409,701,641	2.5	14.8
	合計	6,259,548,999	5,842,283,956	0	417,265,043	93.3	93.1
自動車税	現年	11,143,026,800	11,129,526,371	26,400	13,474,029	99.9	99.9
	滞繰	50,787,285	17,884,921	6,145,607	26,756,757	35.2	34.8
	合計	11,193,814,085	11,147,411,292	6,172,007	40,230,786	99.6	99.5
鉦区税	現年	91,200	91,200	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	91,200	91,200	0	0	100.0	100.0
狩猟税	現年	16,660,500	16,660,500	0	0	100.0	100.0
	滞繰	0	0	0	0	—	—
	合計	16,660,500	16,660,500	0	0	100.0	100.0
県税合計	現年	93,637,232,535	93,321,547,505	101,000	315,584,030	99.7	99.6
	滞繰	1,504,596,466	355,671,522	80,097,881	1,068,827,063	23.6	25.9
	合計	95,141,829,001	93,677,219,027	80,198,881	1,384,411,093	98.5	98.3

また、関西地域（2府4県）における主な地方税の現年調定に関する徴収率と滞納繰越分調定に関する徴収率は、以下の表のようになっている。

各府県の人口、会社数及び産業構造等により地方税徴収の困難度の相違はあると思われる。現年調定に関する徴収率は高いものとなっているが、滞納繰越額の調定に関する徴収率（合計）は、和歌山県が一番低くなっている。理由として、県では、現年課税分の滞納整理の早期着手に努めており、徴収率は全国の上位にあることから、必然的に滞納繰越分は、徴収困難案件が多くなるためである。さらに特殊事情による高額案件が徴収率に影響していると思われるが、納税者の公平を図るため、引き続き徴収に努められたい。

#### 平成29年度 関西府県の主な税目ごとの徴収率比較

	和歌山県			大阪府			京都府		
	現年分	繰越分	合計	現年分	繰越分	合計	現年分	繰越分	合計
個人府県民税	99.0%	30.7%	96.5%	98.6%	37.2%	96.2%	98.8%	50.9%	97.7%
法人府県民税	99.9%	26.2%	99.8%	101.0%	21.7%	100.5%	100.3%	18.7%	99.6%
個人事業税	99.9%	35.3%	99.5%	99.1%	36.9%	97.9%	99.1%	37.3%	97.9%
法人事業税	100.0%	11.1%	100.0%	101.5%	19.0%	101.2%	100.6%	13.3%	100.3%
不動産取得税	98.6%	22.9%	95.2%	96.2%	29.8%	91.0%	97.3%	27.6%	94.4%
軽油引取税	99.9%	14.8%	93.1%	99.3%	32.3%	98.4%	98.3%	96.0%	98.3%
自動車税	99.9%	34.8%	99.5%	99.4%	39.4%	98.5%	99.2%	39.3%	98.1%
合計※	99.6%	25.9%	98.3%	99.9%	33.4%	99.0%	99.5%	47.2%	98.8%

	兵庫県			滋賀県			奈良県		
	現年分	繰越分	合計	現年分	繰越分	合計	現年分	繰越分	合計
個人府県民税	98.8%	27.8%	95.7%	98.8%	26.7%	95.8%	99.1%	26.2%	96.3%
法人府県民税	99.9%	37.9%	99.6%	99.9%	23.8%	99.5%	99.9%	20.1%	99.4%
個人事業税	99.1%	37.0%	97.5%	99.2%	26.0%	96.3%	99.6%	33.0%	98.4%
法人事業税	99.9%	46.8%	99.8%	99.9%	18.9%	99.8%	99.9%	28.6%	99.8%
不動産取得税	98.9%	45.7%	97.5%	94.4%	19.5%	86.9%	97.2%	22.7%	92.0%
軽油引取税	100.0%	1.6%	99.7%	96.8%	99.6%	96.9%	98.6%	25.7%	96.3%
自動車税	99.3%	46.3%	98.5%	99.5%	31.9%	98.7%	99.3%	31.5%	97.9%
合計※	99.5%	30.3%	98.4%	99.2%	34.3%	97.9%	99.4%	26.0%	97.8%

※ 表中にない税目に関する徴収率も加味したものとなっている。

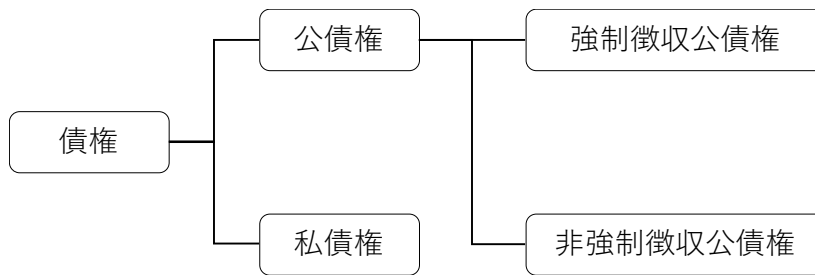
総務省「平成29年度 道府県税徴収実績調」

## (2) 債権管理事務

### (ア) 税金債権の性質

地方自治体の税金の賦課・申告や提供したサービス等の料金収入に関する債権を有している。

債権は、以下のように分類することができる。



相手方との合意が不要で、法律上の原因に基づいて発生するものが「公債権」、相手方との合意や契約による私法上の原因に基づいて発生するものが「私債権」である。なお、公債権は、滞納が発生した場合、地方公共団体が直接強制徴収ができる「強制徴収公債権」と、強制徴収には裁判所の手続が必要となる「非強制徴収公債権」に区分される。

なお、地方税は、強制徴収公債権に分類され、滞納となると、徴税吏員が財産の差押等を行う。

区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
納入の通知		地方自治法第231条	
督促の根拠	地方自治法第231条の3第1項		地方自治法施行令第171条・民法
債権の回収	差押等の滞納処分 (地方税法等の個別法)	調停や支払督促、訴訟等	
徴収の停止	滞納処分の執行停止 (地方税法等の個別法)	徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)	
時効	2年または5年		1～10年
消滅	時効完成(時効期間の経過による)		時効完成 (時効の援用が必要)
	滞納処分の執行停止(3年間継続又は即時)による納入義務消滅 債権の免除(地方税法等の個別法、個別条例)	債権放棄(地方自治法第96条第1項第10号) 債権の免除(地方自治法施行令第171条の7)	
該当する主な債権	保育園入所児童保護者負担金 介護保険料 後期高齢者医療保険料 下水道使用料 生活保護費徴収金※	保育クラブ保護者負担金 児童手当返納金 療養諸費不正利得返納金 高齢者住宅使用料 道路占用料 生活保護費返還金 生活保護費徴収金※ 等	水道料金 社会保険料返納金 土地・建物貸付収入 資源ごみ・紙布売払料等

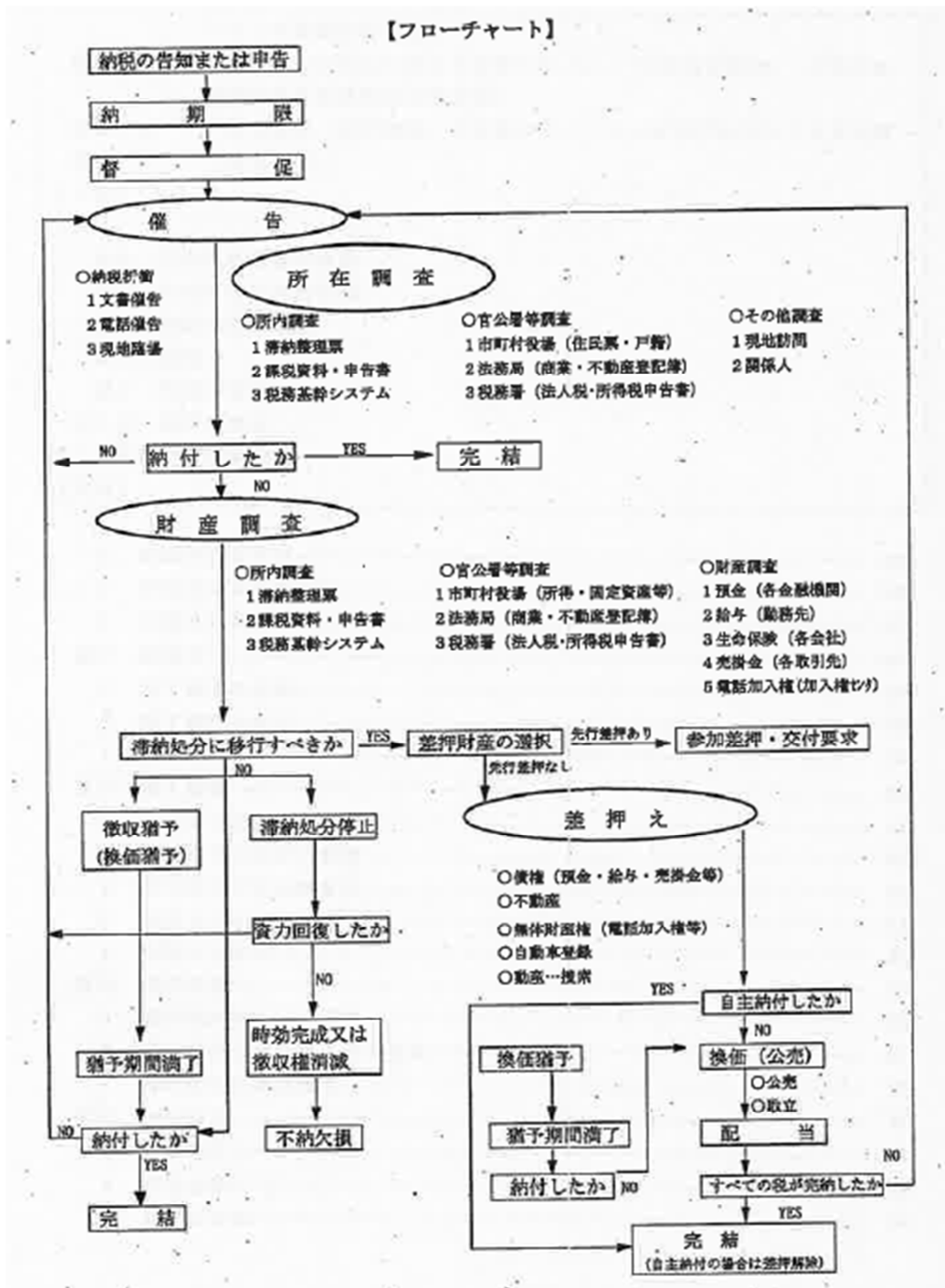
※生活保護費返還金のうち生活保護法第78条の規定による徴収金(不正受給に係る生活保護費)のうち、平成26年7月1日以降のものについては、強制徴収公債権となる。

和光市「和光市債権管理指針 平成28年11月」

(イ) 債権管理事務手続

① 債権管理ガイドライン

和歌山県の債権管理に関する事務手続は、「債権管理ガイドライン 平成 29 年 1 月改訂」に規定されており、徴税吏員は、当ガイドラインに基づき債権管理に関する事務を執行している。



【各事項等の説明】

- 督促（地方税法第73条の34ほか）

納税者からの納付の状況は金融機関等より納付データが県の県税トータルシステ

ムに電送され、当該納付データに関する消込みを行うことにより、県税の未納者を把握することになっている。

納税者又は特別徴収義務者が納期限までに完納しない場合に、徴税吏員は納期限後 20 日以内に督促状を発しななければならないと地方税法に規定されている。県税トータルシステムより、納期限までに税が未納となった者に対する督促状をアウトプットし、すべての滞納者に発送している。

督促状は、その発した日から起算して 10 日を経過した日まで時効が中断する効果がある。

また、差押えは、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納税金が完納にならない場合に行うことができる。自動車税に関する督促状の封入は民間事業者委託している。

- 催告

督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、催告を行うことで納付を促すことになる。催告は、文書催告、電話催告及び現地臨場により行っている。

和歌山県においては、税務職員により上記の対応を行うほか、自主的納付を促すために納税推進員を 15 名（65 人月）配置し、電話や文書催告等を行っている。

なお、催告については時効中断の効果はない。

- 財産調査（国税徴収法第 141 条、地方税法第 20 条の 11）

県税は、国税徴収法や地方税法の規定により、預貯金や生命保険などの債権、他官公署（他市町村や税務署など）における申告や資産の状況など、滞納者に関し広く調査を行うことができる。その調査結果をもって、滞納者の納付能力の判定や滞納処分の執行停止について判断する。

県内の未納者の調査は徴税吏員が行っているが、県外の調査については、一部を民間事業者委託することにより行っている。

- 滞納処分（国税徴収法第 47 条、地方税法第 73 条の 36 ほか）

納付期限までに納付せず、督促・催告を行っても納付・相談がない場合、あるいは相談により誓約した分割納付などが不履行となった場合や財産があるにも関わらず納付しない場合には、滞納者に対して、財産の差押等を行う。

- 滞納処分の執行停止（地方税法第 15 条の 7）

地方公共団体の長は、ア．滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき、イ．滞納処分をすることによってその生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、ウ．滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、のいずれかに該当するときは、職権により滞納処分の執行停止を行うことができる。この執行停止が 3 年間継続すると納付義務は消滅する。

- 消滅時効

法定納期限の翌日から5年間差押等の時効中断事由がない場合、徴収権は時効により消滅する。時効の中断事由は、告知、督促、差押え、交付要求のほか、分納誓約、一部納付（納付のあった期別のみ）、期限後申告、修正申告など債務を承認した場合が該当する。そして、中断事由の終了した日の翌日から新たな時効期間が進行する。

- 不納欠損

滞納処分執行停止による納付義務の消滅や、時効による納付義務の消滅があったときは、会計上の債権消滅の手続として、翌年度への滞納繰越額から当該消滅調定を差し引くこととなる。これを不納欠損処理という。

## ② 回収促進のための取組み

- 収納方法の多様化

都道府県及び市町村において、窓口収納、金融機関収納の他に、口座振替収納、コンビニ収納、マルチペイメントネットワークによる電子収納クレジットカード収納、スマートフォンアプリを使ったキャッシュレス収納等、収納方法を多様化することにより、納付の促進を図っている。和歌山県においても、これらの収納方法を導入している。

- 官民連携

公金債権の回収業務を取り巻く環境をみると、地方税に関する業務に従事する税務職員が、地方公務員全体と同様に削減されてきている。また、地方税に関する法令は多岐にわたるが、地方公共団体の職員は数年で人事異動することが通常であり、ノウハウの習得・活用が容易ではない。

そのため、法令の許す範囲ではあるが、税務業務の一部の民間委託が内閣府において検討されてきている。

和歌山県では、これまで納税推進員の配置（いわゆるコールセンター業務）、自動車税の納税通知書等の封入・封緘の外部委託、法人二税申告書の封入・封緘の外部委託、申告書パンチ委託、軽自動車税環境性能割の申告書受付業務といった業務について民間委託等を行っている。

公金債権の回収の流れ

		自力執行権がある債権 (事件性・紛争性なし) を示す				自力執行権がある債権 (事件性・紛争性あり) を示す				
		自力執行権がない債権 (事件性・紛争性なし) を示す				自力執行権がない債権 (事件性・紛争性あり) を示す				
種類	債権	段階 (納期到来)	①	②	③	④	⑤	6a	7a	
			自主的納付の呼びかけ	督促	自主的納付の呼びかけ	催告 (納付の請求)	納付相談	(自力執行権がある債権) 財産調査	(自力執行権がある債権) 強制徴収	(自力執行権がない債権) 訴訟
ある債権	自力執行権がある債権	滞納発生		公務員のみが行いうる行為		非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止	非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止	官公署等協力要請 (財産調査) 質問・検査・捜索、 (訴訟) ※ただし、代理等は可能	公務員のみが行いうる行為 (強制徴収)	公務員のみが行いうる行為 (強制執行) ※ただし、代理等は可能
ない債権	自力執行権がない債権									

「納付相談」とは、主に面談により納付計画の作成等を支援し、納付履行を促すものとする。(徴収停止・履行延期の特約等の公権力の行使を除く) 公務員(非常勤職員を除く)は、全ての業務を担当しうる。公務員(非常勤職員)は、公権力の行使を除く業務を担当しうる。

内閣府公共サービス改革推進室「地方公共団体の公共サービス改革『公金お債権回収業務』～官民連携に向けて～(平成25年3月)」

公金債権の回収業務 官民連携 (案)

		自力執行権がある債権 (事件性・紛争性なし) を示す				自力執行権がある債権 (事件性・紛争性あり) を示す				
		自力執行権がない債権 (事件性・紛争性なし) を示す				自力執行権がない債権 (事件性・紛争性あり) を示す				
種類	債権	段階 (納期到来)	①	②	③	④	⑤	6a	7a	
			自主的納付の呼びかけ	督促	自主的納付の呼びかけ	催告 (納付の請求)	納付相談	(自力執行権がある債権) 財産調査	(自力執行権がある債権) 強制徴収	(自力執行権がない債権) 訴訟
ある債権	自力執行権がある債権	滞納発生	民間事業者		民間事業者	弁護士	認定司法書士 (訴額140万円以下に限る) ※2	サービス ※3	公務員のみが行いうる行為 (強制徴収)	公務員のみが行いうる行為 (強制執行) ※ただし、代理等は可能
ない債権	自力執行権がない債権									

※1 事件性・紛争性が生じた際には、一般民間事業者は適切に発注者に引継がなければならない。

※2 少額訴訟債権執行に限る。 ※3 訴額140万円超の場合には弁護士進行しなければならない。

内閣府公共サービス改革推進室「地方公共団体の公共サービス改革『公金お債権回収業務』～官民連携に向けて～(平成25年3月)」



<事例A-1 民間委託実績のある地方公共団体の事例（19団体）>

地方自治体名	外部委託元部署	委託元の特徴	委託債権概要	委託債権種類	委託先種類	委託業務概要
千葉県柏市	財政部収納課	所管部	地方税等	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
千葉県佐倉市	税務部収納課	所管部	地方税	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
東京都大田区	区民部納税課	所管部	地方税、後期高齢者医療保険料	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨、居所調査
東京都小平市	財務部収納課	所管部	地方税	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
東京都東久留米市	財務部納税課	所管部	地方税、後期高齢者医療保険料	強制徴収権付債権	サービサー	居所調査
神奈川県横浜市(1)	主税部納税課	集約部署 (移管せず)	地方税を含むほとんどの市債権	強制徴収権付債権及び非強制徴収権・私債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
北海道三笠市	総務福祉部納税課	集約部署 (移管せず)	地方税を含むほとんどの市債権	強制徴収権付債権及び非強制徴収権付債権・私債権(特定及び非特定金銭債権)	サービサー	催告、納付相談、居所調査、訴訟・強制執行法律事務
静岡県伊豆市	市民環境部納税課	所管部	地方税	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
埼玉県寄居町	税務課徴収班	所管部	地方税、後期高齢者医療保険料	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
福岡県那珂川町	住宅生活部納税課	所管部	地方税	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
千葉県船橋市(1)	税務部納税課	所管部	地方税	強制徴収権付債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
	税務部債権管理課	一元化部署(移管)	地方税以外の市債権	強制徴収権付債権及び非強制徴収権付債権・私債権	弁護士グループ	訴訟・強制執行法律事務
福岡県(1)	農林水産部団体指導課	所管部	農林業改良資金貸付金	特定金銭債権	サービサー	催告、納付相談、居所調査
福岡県(2)	福祉労働部児童家庭課	所管部	母子寡婦福祉資金貸付金	特定金銭債権	サービサー	催告、納付相談、居所調査
東京都	用地部管理課	所管部	移転資金貸付金	特定金銭債権	サービサー	催告、納付相談、居所調査、訴訟・強制執行法律事務
東京都江戸川区(1)	総務部納税課	一元化部署(移管)	各種貸付金等	私債権全般	弁護士グループ	催告、納付相談、居所調査
富山県富山市(1)	財務部債権管理対策課	一元化部署(移管)	公営住宅使用料、診療費、貸付金等	私債権全般	弁護士	催告、納付相談、訴訟代理
神奈川県	建築住宅部公共住宅課	所管部	公営住宅使用料	非強制徴収権付債権・公債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
	群馬県伊勢崎市	建設部住宅課	公営住宅使用料	非強制徴収権付債権(非特定金銭債権)	弁護士グループ	催告、納付相談、居所調査
	群馬県伊勢崎市	建設部住宅課	公営住宅使用料	非強制徴収権付債権・私債権(非特定金銭債権)	サービサー	勧奨、居所調査
	東京都青葉市	都市整備部住宅課	公営住宅使用料	非強制徴収権付債権・私債権(非特定金銭債権)	サービサー	勧奨、居所調査

内閣府「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」【概要版】

<事例B 弁護士による調査を実施した地方公共団体の事例（12団体）>

地方公共団体名	委託債権概要	委託債権種類	委託先種類	委託業務概要
北海道日高町	貸付金	特定金銭債権	弁護士	担保不動産競売申立代理
東京都豊島区	地方税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料	強制徴収権付債権・公債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
神奈川県川崎市	市税 国民健康保険料 市営住宅使用料	強制徴収権付債権・公債権 強制徴収権付債権・公債権 非強制徴収権付債権・私債権	サービサー以外の民間業者 サービサー以外の民間業者 弁護士	勧奨 勧奨 納付相談、居所調査、催告、滞納金徴収
千葉県市原市、A市			検討中	
愛知県豊橋市	水道料金 下水道使用料 市民病院診療費等 生活資金一時貸付金	非強制徴収権付債権・私債権 強制徴収権付債権・公債権 非強制徴収権付債権・私債権 特定金銭債権	サービサー以外の民間業者 サービサー以外の民間業者 サービサー以外の民間業者 サービサー以外の民間業者	納付書発送、督促状発送 納付書発送、督促状発送 督促状発送、催告状発送、窓口・電話対応 勧奨
三重県津市	地方税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所入所負担金	強制徴収権付債権・公債権	サービサー以外の民間業者	勧奨
大阪府	中小企業振興資金貸付金 自動車税、法人府民税、法人事業税、個人事業税 府営住宅家賃 母子寡婦福祉資金貸付金	特定金銭債権 強制徴収権付債権・公債権 非強制徴収権付債権・私債権 特定金銭債権	サービサー サービサー以外の民間業者 弁護士 サービサー	管理回収業務全般(除く訴訟手続) 勧奨 回収業務全般(除く訴訟手続) 勧奨、転居先確認、債権活動記録、入金確認、回収不能判断報告
岡山県	母子寡婦福祉資金貸付金、高等学校奨学金、地域改善対策奨学金、自立促進資金貸付金、生業資金貸付金等	非強制徴収権全般	弁護士グループ	勧奨・催告、納付相談、訴訟・強制執行、資産調査
徳島県小松島市			検討経緯あり	
福岡県福岡市	水道料金 下水道使用料等	非強制徴収権付債権・私債権 強制徴収権付債権・公債権	サービサー以外の民間業者 サービサー以外の民間業者	勧奨 勧奨
福岡県糸島市	水道料金 下水道使用料等	非強制徴収権付債権・私債権 強制徴収権付債権・公債権	サービサー以外の民間業者 サービサー以外の民間業者	督促状発送、勧奨 督促状発送、勧奨

内閣府「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」【概要版】

● 特殊勤務手当

税務職員が出張し、納税義務者等と直接接して課税調査や徴収業務に従事した場合には、特殊勤務手当である税務手当が支給されることになっている。これは、税務職員の動機付けにもつながると考えられ、債権回収促進の一つの方策と捉えることもできる。

支給金額は、1か月に2万円が上限とされており、職員の特殊勤務手当支給要綱において以下の従事日数により支給金額が定められている。

なお、滞納者と30分以上接することにより1日従事としてカウントされるため、特殊勤務実績簿には1日に滞納者2名以上と接しても1回の従事として記載している。



従事日数	上限に対する支給割合	金額
1～4日	20%	4,000円
5～8日	40%	8,000円
9～12日	60%	12,000円
13日以上	100%	20,000円

税務手当の最近3年間の支給人数と支給実績は、以下のとおりとなっている。

### 税務手当支給額(平成28年度～平成30年度実績)

単位:円

28年度	手当額	税務課	和歌山県税事務所	紀北県税事務所	紀中県税事務所	紀南県税事務所	計
税務手当 (5条関係)	20,000	0	0	0	0	0	0
	12,000	0	228,000	48,000	0	0	276,000
	8,000	0	656,000	128,000	136,000	8,000	928,000
	4,000	0	1,136,000	336,000	272,000	252,000	1,996,000
	計	0	2,020,000	512,000	408,000	260,000	3,200,000

単位:円

29年度	手当額	税務課	和歌山県税事務所	紀北県税事務所	紀中県税事務所	紀南県税事務所	計
税務手当 (5条関係)	20,000	0	220,000	0	0	0	220,000
	12,000	0	432,000	84,000	0	0	516,000
	8,000	0	656,000	128,000	16,000	0	800,000
	4,000	0	780,000	308,000	292,000	212,000	1,592,000
	計	0	2,088,000	520,000	308,000	212,000	3,128,000

単位:円

30年度	手当額	税務課	和歌山県税事務所	紀北県税事務所	紀中県税事務所	紀南県税事務所	計
税務手当 (5条関係)	20,000	0	100,000	0	0	0	100,000
	12,000	0	360,000	24,000	0	0	384,000
	8,000	0	664,000	128,000	40,000	48,000	880,000
	4,000	0	904,000	344,000	212,000	144,000	1,604,000
	計	0	2,028,000	496,000	252,000	192,000	2,968,000

○職員の特殊勤務手当に関する条例

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 税務手当 (以下省略)

(税務手当)

第5条 税務手当は、総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員が出張して、県税の納入又は納税の義務を負う者と直接接して行う県税の課税調査、徴収業務等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき2万円以内とする。

## (指摘②) 税務手当の支給事務について

税務手当は、職員の特殊勤務手当に関する条例第5条によると、「県税の納入又は納税の義務を負う者」と直接接する場合等に支給されることとなっている。

また、税務課長通知（平成23年8月1日付け税第327号）で、県税の納入又は納税の義務を負う者とは「納税義務者を含めた地方税法等の税務関係法令上の質問検査権の対象者」とその範囲を定めている。

平成30年度の特殊勤務実績簿を抜取りにより確認したところ、質問検査権が及ぶ範囲なのか、判別しにくい事例が見受けられた。

しかし、本通知では、例えば近隣住民対象の調査等が含まれているか、といった詳細な基準は示されていない。

また、1日に納税義務者等2名以上と接しても1回の従事として記載している事例が見受けられたが、これでは滞納者と接した時間を正確に把握することはできない。

今後は、より詳細な基準を明確に示すとともに、折衝相手、折衝内容、時間等について実績簿に正確に記載することを徹底すべきであり、必要に応じて必要書類の添付を行い、手当の対象となるかどうかの確認についても厳正に行うべきである。

## (意見⑨) 税務手当の支給要件の見直しについて

滞納者と接し納付の交渉を行う業務であるため、税務手当が支給されることについては理解できる。

しかし、現状の税務手当支給要件では、月額を支給額が規定されており、従事日数に応じ、月額にそれぞれの割合を乗じて得た額が支給されている。その結果、月1回限りの従事であり、かつ、30分の従事であっても4,000円の手当が支給されることとなる。例え下限の支給額といえども、現状では県民感覚からすれば非常に高額なものと捉えられかねない。

県民の理解を得るため、従事日数や時間を基準とした業務実績に応じた支給要件に変更することを検討されたい。

## (3) 和歌山地方税回収機構

和歌山県の市町村税の徴収率は、平成16年度まで5年連続して全国46位となっており、滞納額も約180億にもなっていた。

このような状況となった背景には、市町村では徴税専門家が不足、人事異動により専門知識やノウハウの蓄積が困難、滞納者との距離が近くて差押処分が執行しにくい等があり、滞納整理が進んでいなかった。

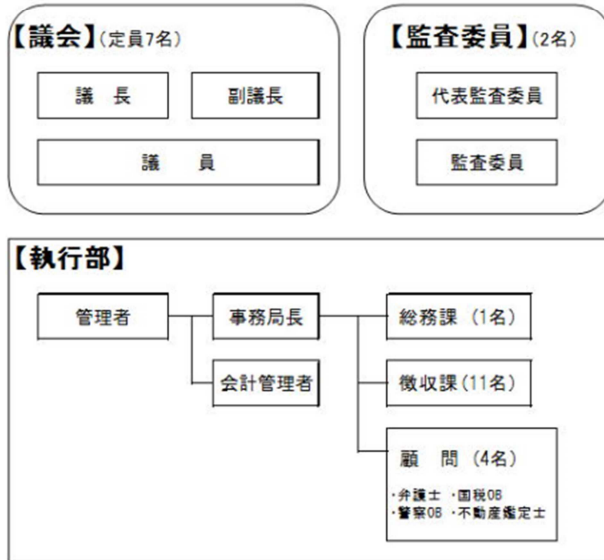
また、納税者間の公平を確保できないこととなるため、平成18年4月に、「和歌山地方税回収機構（以下、「機構」という。）」が設立された。

## 組織の概要

- 組織の概要** (1) 名称 「和歌山地方税回収機構」  
(2) 設立 平成18年4月1日  
(3) 性格 地方自治法第284条第2項に基づく一部事務組合  
(4) 構成団体 県内全30市町村
- 設立の経緯** (5) 処理業務
- 全市町村税、国民健康保険税(料)及び個人県民税の滞納整理
  - 不動産等の公売
- 活動状況**
- 滞納処分執行停止の適否判定
  - 市町村職員に対する徴収業務に関する研修
  - 市町村からの滞納整理に係る個別相談
- (6) 滞納整理の範囲 財産調査、財産の差押え、搜索、差押え財産の公売、換価等
- 提供資料** (7) 処理基準
- 当該市町村での整理困難事案
  - 不動産等の公売事案
  - 滞納処分執行停止の検討事案

- 機構議会** (8) 組織図(平成31年4月1日現在)

### 財務諸表



- (9) 所在地 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館6階

和歌山地方税回収機構ホームページ

構成	市町村のみで構成	道府県と市町村で構成	
業務	徴収業務（滞納整理の実施、職員に対する研修など）		課税に関する業務（申告の受付など）
	個人住民税（個人道府県民税を含む）、固定資産税など市町村税（※2）	道府県税	
類型	25組織（広域連合3、一部事務組合22） ○ 個人住民税を中心として市町村税の滞納案件を移管し、滞納処分まで移管先の組織において実施。 茨城租税債権管理機構 愛媛地方税滞納整理機構 など	17組織（広域連合1、任意組織16） ○ 市町村税の滞納案件のみ移管する組織と道府県税まで移管する組織がある。 ○ 任意組織では、 ・ 県・市職員を相互併任し、 ・ 滞納処分まで行う場合には、移管元の長の名において実施。 ※任意組織で滞納処分まで行う組織（16） 大阪府域地方税徴収機構 など 2組織（広域連合2） ○ 徴収業務のほか、課税業務の一部（※3）、電算システムの整備。 京都地方税機構（法人関係税申告書受付・税額算定、自動車関係申告書等データ化） 静岡地方税滞納整理機構（軽自動車税の申告書の受付）	

※1 「任意組織」とは、広域連合・一部事務組合以外で、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令して共同で滞納整理に取り組む組織をいう。

※2 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険料等に係る滞納事案について、共同徴収の対象としている組織もある。

※3 地方税法及び関係法令に基づき算定された税額であるかどうかを点検、確認するものであり、税額の決定は課税主体である地方団体が実施。

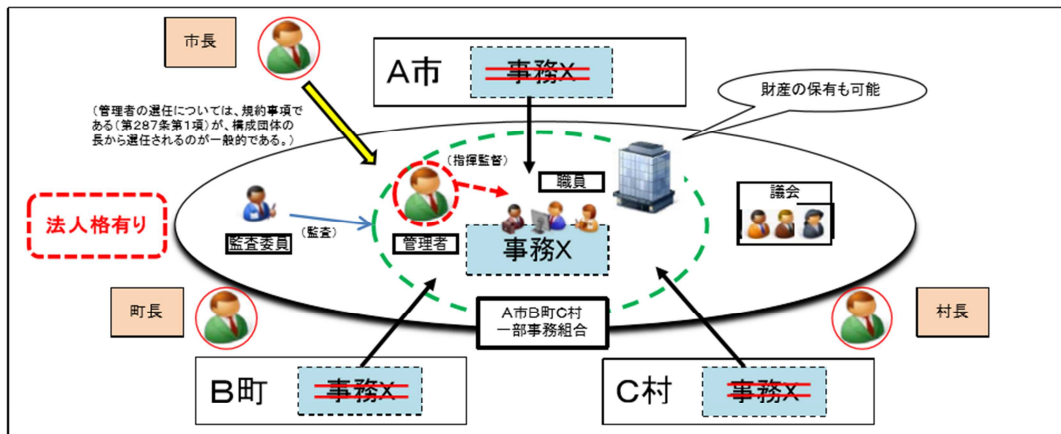
総務省「地方税における収納・徴収に関する取組について（平成31年3月）」

● 機構の法的性質

機構は、地方自治法第 284 条第 2 項の規定による一部事務組合として設立されている。

一部事務組合は、二以上の地方公共団体が、協議により規約を定め、その事務の一部を共同処理する地方公共団体の組合である。一部事務組合は、独立の法人格を持つ特別地方公共団体として設立されるため、財産の保有が可能である。また、議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確である。現在、ごみ処理やし尿処理、消防・救急、火葬場などの部門で幅広く活用されている。

《一部事務組合のイメージ》



地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会 報告書

機構は、滞納整理のために質問・検査権、搜索、差押え、公売等の行使を、市町村に代わって行うことができる。

また、条例と規則に徴税吏員の職務権限の委任、徴税吏員の任命が定められており、機構の管理者が機構の吏員に徴税吏員としての職務権限を委任することになっている。

- 機構での和歌山県の役割

和歌山県は、機構を支援する立場で、職員4名を派遣するとともに、年間約1,500万円の補助金を交付している。

#### 4.19 デジタル化の取組

##### (1) 背景

和歌山県の人口は減少の一途を辿っており、将来の人口減少による職員確保の困難さを鑑みると少人数でも業務をこなせる体制の構築が望まれる状況にある。

こうした中、国は、事業者の生産性向上・働き方改革に向けて、数値目標等を掲げて行政手続コスト削減に取り組んでおり、令和元年5月にはデジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）が成立し、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則を定め、地方自治体における情報システムの整備を含めたデジタル化推進に向けた諸施策を講じることとしている。

県では、事務手続の合理化を推進するため各種の施策を講じてきている。具体的には、

- ・ 納税推進員の配置（いわゆるコールセンター業務を担当）
- ・ 県税徴収専門指導員（国税OB）の設置
- ・ 滞納整理支援システムの導入
- ・ 預金差押集中処理システムの導入
- ・ 遠隔地居住滞納者に対する調査業務のサービサーへの委託
- ・ 自動車税の納税通知書等の封入・封緘の外部委託
- ・ 法人2税申告書の封入・封緘の外部委託
- ・ 申告書パンチ委託
- ・ 軽自動車税環境性能割の申告書受付業務の外部委託

といった取組であり、平成21年度から平成30年度までの10年間において、県の一般行政職員数が3,605人から3,526人に減少（▲2.2%）している状況に比べ、税務職員数は157人から144人と削減幅（▲8.3%）が大きく、事務所の統合（7事務所から4事務所へ）や和歌山県税事務所への税目の集約などの組織体制の見直しを含め、賦課徴税体制を維持する一方で人員削減に取り組んできている。

## (2) 行政手続の電子化・業務の効率化

県では、eLTAXによる他道府県連携などのICT活用、AIやRPAの導入といったデジタル化の推進により、一層人手をかけない事務手続の合理化に取り組んでいるところである。RPA導入に関しては、RPA導入が可能な事務について順次取組対象とし、積極的に導入を進めている。

具体的にRPA導入の対象となっている業務は次のとおりである。

No	業務名	担当	事務作業の手順	作業の 頻度・時期	RPA 動作環境	シナリオ 作成予定 時期
税務課						
1	解体済自動車 WEB 検索	企画 納税班	自動車リサイクル WEB にて、滞納整理 対象車両の状況を確認	3回/年	行パソ(イン ターネット シンクラ)	H30.6月
2	官報情報 WEB 検索	企画 納税班	県税関係情報等を官報 WEB にて検索し、 結果を担当者あてにメール	毎週月曜	行パソ(イン ターネット シンクラ)	H30.6月
3	官報情報検索 結果レイアウ ト加工	企画 納税班	官報 WEB にて検索した結果(Excel ファ イル)から必要な情報だけを抽出し並 び替えるなど、業務に利用しやすい形 式に加工する。	毎週月曜	行パソ(イン ターネット シンクラ)	H30.10月
4	ふるさと納税 寄附申出メー ル自動印刷	管理班	寄附申出メール本文を自動で印刷、12 月は毎日平均 40 件程度	12月の毎日	行パソ(イン ターネット シンクラ)	H30.12月
県税事務所(和歌山、紀北、紀中、紀南)						
5	納付催告	企画 納税班	催告書発送対象者について、滞納整理 支援システムで一人ずつ自動検索・印 刷を行う。基本は督促時期に納税推進 員による処理を想定。	毎日(9~11 月)	県税システ ム	

基本的なRPAの進め方としては、現場からRPA導入に適した業務についての提案を受け、それに基づきRPA導入可否を決定し、実際に導入していくという業務の流れである。導入による工数の削減効果の検証については、今後実施していくとのことである。

### (意見⑩) デジタル化の推進について

デジタル化の推進については、業務全体の中でどの業務にどれだけの工数がかかっているかの全体マップを策定した上で、工数削減効果の大きい業務について難易度や阻害要因等の検討も含め、デジタル化の可否を検討していくべきものとする。和歌山県には、4つの県税事務所があり、同種反復型の業務が日常的に行われている。現場の声を聞くことは勿論大事であり、現場業務のスムーズな処理環境の確保は重要であるが、一方で従前から当然の業務と思われてきた工数のかかる業務を洗い出し、業務工数の全体マップに基づいてRPA適用の可能性を研究する活動が必要と考える。

次に、eLTAXによる電子申告ではなく書面により提出された申告書等については、現状は申告書等の記載内容を手入力し、入力内容を提出書面と照合するという手間をかけ

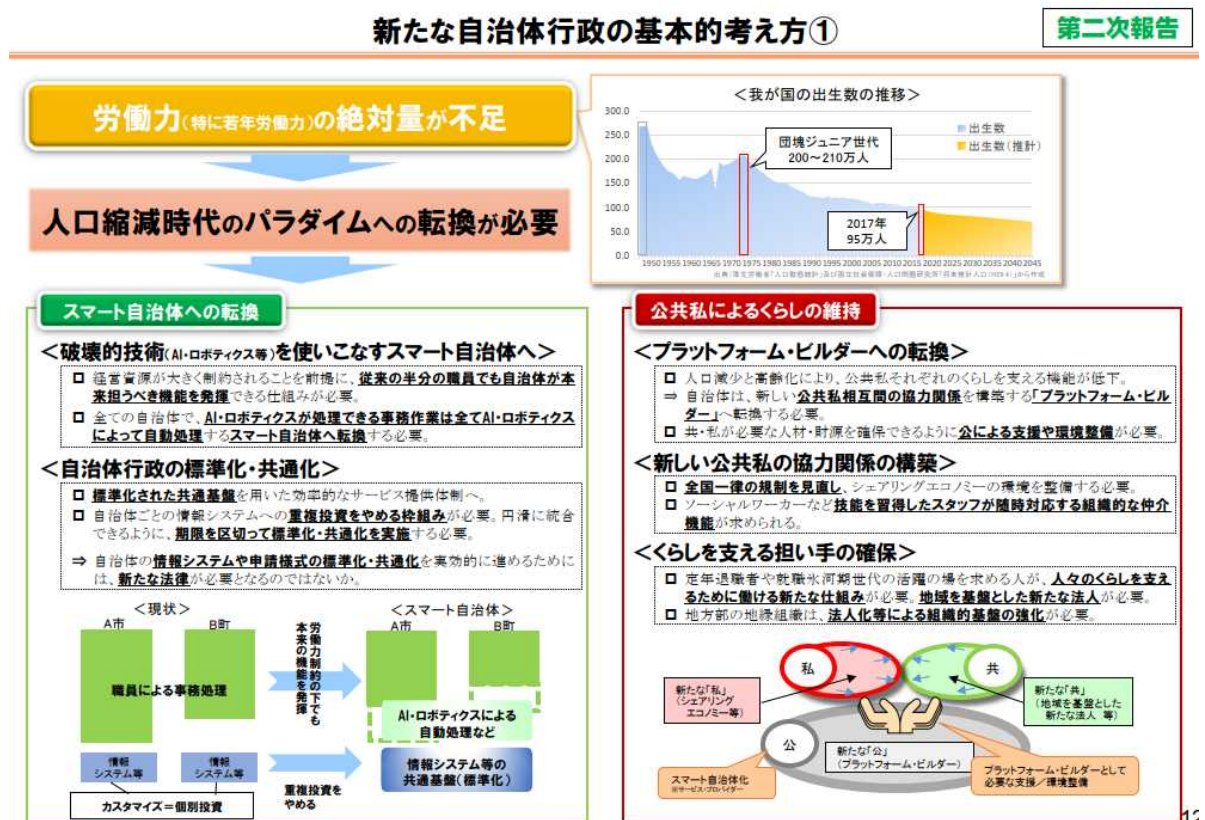
ている。A I（人工知能）は画像など構造化されていないデータの構造化処理を得意としており、書面データの読み込みに適用できるものと考えられる。現状は人間の眼で入力結果を最終チェックしている状況にあるため、A Iが画像処理した結果についても容易に修正が可能と考えられるため、正確性を損なうリスクは低いものと考えられる。このような手間のかかる業務について、将来を見通したうえでA Iの導入を検討されたい。さらに、R P A、A I等急速な勢いで発展しているデジタル技術の活用その他、既存の各種システムの機能向上等様々なデジタル化の取組についても検討を行い、導入を進め、従来からの効果的な賦課徴収体制の継続を確保しながら、より少ない職員で効率的に業務を行えるよう改善を図っていくべきである。



## 5. 総括

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、日本の人口は平成 27（2015）年の国勢調査による 1 億 2,709 万人を出発点として、平成 65（2053）年には 1 億人を切り平成 77 年（2065）年には 8,808 万人になると推計されている。

総務省は、1947～49 年生まれの団塊世代及び 1971～74 年生まれの団塊ジュニア世代が共に 65 歳以上の高齢者になり地方公務員の数が急減する 2040 年を見据え、新たなる自治体行政の基本的方向性と課題を明らかにすべく「自治体戦略 2040 構想研究会」を組成した。当該研究会は「人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」という副題を付けた第二次報告（平成 30 年 7 月）のなかで、今後の自治体行政の課題の一つとして「スマート自治体への転換」を掲げている。



（自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告より抜粋）

スマート自治体への転換とは、年齢別地方公務員数や出生率等のデータの分析により地方公務員の数が 2040 年には現在の半分程度になる可能性を示唆した上で、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組み作りが必要であり、全ての自治体で AI やロボティクスといった破壊的技術を積極活用して事務作業の自動化、省力化を図るべきとしている。また、情報システムの標準化、共通化を図り、自治体ごとの情報システムの重複投資をやめる枠組みが必要であるとしている。労働力、特に若年労働力の絶対量が不足するなか、まさに人口減少時代に対応したパラダイム転換が求められている。



和歌山県においても人口減少は深刻な課題となっている。平成 29 年度を起点する長期総合計画のなかで、様々な社会福祉関連施策や産業及び観光の振興、災害対策や生活環境向上の諸施策等について、具体的な目標値を設けて実行し、人口減少の歯止めに繋げるべく対策を講じられているところであるが、それでも現状の人口ピラミッドの状況から全国的平均より速いスピードで人口減少が進むとみられている。

人口減少に伴い職員数の縮減も避けられないものと思慮するが、県としては他府県に先駆けてクラウド・システムを導入するなど ICT 投資を積極的に進め、RPA の導入も既に手掛けており、デジタル化の推進により業務の標準化、省力化を重点施策の一つとして推進しているところである。

本調査においては、和歌山県における県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理について取り上げたが、和歌山県においてもデジタル化の推進を含め様々な取組により省力化、自動化を図っているところである。例えば、

- e-TAX との情報連携による課税資料収集の正確性確保
- eLTAX や OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス) を利用した電子申告の普及による申告処理の自動化、省力化
- eLTAX を通じた他自治体との連携による分割基準等確認の迅速化
- キャッシュレス決済及びコンビニを利用した納税システムの採用による事務の合理化
- 個人県民税の特別徴収制度の徹底による徴収事務の適正化
- 市町村からの入手データのデジタル化による課税計算の迅速化・正確性確保

など、多岐にわたり様々な取組を実施していることが確認できた。eLTAX や OSS の利用や特別徴収制度の適用など県民の行動変化を促している側面もあるため、県としてはデジタル化の進展を背景として、さらなる納税者サービスと複雑・多様化する経済社会情勢にも対応した適正・公平な賦課徴収を推進していかなければ県民の期待に応えられないものとする。

県として他自治体に先駆けて全庁クラウド・システムの導入や RPA の活用を行うなど、職員減少に対応した諸施策を展開しているところであり、税務課としてもその機軸に沿ったデジタル化を推進しているところであるが、納税者に対する課税額を決定するという業務の性質上、課税計算の正確性、課税の公平性の確保に万全を期することは必須要件であり、厳格なチェック体制をとる必要がある。一方で、単純作業に相当の工数を割いている部分や、県税事務所によって事務フローが異なっている面があり、標準化や省力化等において、さらなる改善課題があるものとする。

具体的には次のような点が本調査によって検出された。

### 1. 事務作業の省力化、自動化（意見）

県税は課税対象となる所得金額や税額、固定資産評価額等の金額が国への申告データ又は市町村の課税台帳のデータと共通のものである場合が多い。県が単独で調定している税目も自動車税や軽油引取税など複数あるが、金額割合としては相対的に低い。

（税目ごとの平成 30 年度調定額の内訳）

（単位：百万円）

税目	国及び市町村との連携状況等	調定額	百分比
個人県民税	市町村からの報告により調定する。	28,946	30.4
法人県民税	国税（法人税）データと県税申告データとを照合。国税データと合致している部分は特段調査しない。 事務所等の適格性及び県またぎ分割について県が確認し、調査する。	3,538	3.7
県民税利子割	金融機関等からの申告により確定、国税が申告額の妥当性を調査し、県は調査しない。	582	0.6
県民税配当額	証券会社等からの申告により確定、国税が申告額の妥当性を調査し、県は調査しない。	1,063	1.1
県民税株式等譲渡所得割	証券会社等からの申告により確定、国税が申告額の妥当性を調査し、県は調査しない。	885	0.9
個人事業税	国税（所得税）データを基に事業分類及び事業所得の事業主控除の適用について県が確認する。	1,032	1.1
法人事業税	国税（法人税）データと県税申告データとを照合。国税データと合致している部分は特段調査しない。 事務所等の要件及び県またぎ分割について県が確認し、調査する。	18,471	19.4
不動産取得税	固定資産評価額のデータを市町村ないしは法務局から入手し、県税システムに取り込み、補正の上、調定する。 固定資産評価額は市町村が確定する。 県は不動産の取得の事実の把握や固定資産評価額の確認、住宅の特例控除等の軽減措置要件の把握等のために法務局に赴いて固定資産評価証明や公図の確認等を行っている。	1,814	1.9
鉦区税	県が単独で調定する。	0	0.0
自動車税	県が単独で調定する。	11,193	11.8
自動車取得税	県が単独で調定する。	1,485	1.6
県たばこ税	県が単独で調定する。	1,049	1.1
ゴルフ場利用税	県が単独で調定する。	316	0.3
軽油引取税	県が単独で調定する。	6,259	6.6
狩猟税	県が単独で調定する。	16	0.0
地方消費税	国が消費税等を徴収し、各都道府県に配分する。	18,485	19.4
合 計		95,141	100.0

上記の税目のうち、法人県民税・法人事業税は、取扱件数が多く、eLTAXによる電子申告を受けていない場合は、書面申告をパンチ委託で入力したものをチェックする手間が相当程度かかっている。

不動産取得税は、承継取得と原始取得とで事務フローが異なるが、市町村や法務局から不動産取得の事実を把握し、固定資産評価額データを入手して県税システムに手作業でデータ入力するため、工数が相当程度かかっている。

自動車税、自動車取得税（令和元年10月から自動車税種別割及び環境性能割に改定された。）は件数が多く、納税通知の発送事務等に相当の工数がかかっている。

県の税務課は、個々の税目の事務手続に関連して、RPA導入可能な事務について現場からの意見を吸い上げ、出来るところから順次RPA化を進めているところであるが、現状税務業務で相対的に最も人手がかかっているのは、不動産取得税の市町村連携の部分であると考えられる。不動産取得税については、県税の中で1.9%の割合にすぎないが、各県税事務所の職員対応を含め相当の工数を割いている状況にある。勿論、金額的重要性を鑑みて賦課徴収事務の厳格性を疎かにすることはあり得ないが、最少の経費で効率的に徴税効率を上げるべきこともまた重要な課題である。これらの業務については、AIの活用を含め、デジタル化を進める余地は大きいものと考えられる。

税務業務全体の業務について、どの業務で多くの工数がかかっており、デジタル化のための阻害要因は何か、デジタル化を進めるための条件は何か等の分析を行い、現場からのボトムアップ型のアプローチだけでなく、業務全体の作業分析に基づいたトップダウン型のアプローチにより、より効果の高いAI活用やRPAの導入を含めたデジタル化を進めるべきと考えられる。

また、書面申告の入力について、入力作業を外注委託し、その結果を職員が照合している状況が県民税や事業税の事務フローの中で見受けられたが、従前は外注委託している部分にも画像認識機能を持つAIの活用やRPAの導入を検討し、職員と外注委託とを含めた全体の省力化、自動化を図るべきと考えられる。

## 2. 業務の標準化（意見）

総務省は第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年）を受けて、「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第54号）により内部統制制度の導入及び監査制度の充実強化を図る地方自治法の改正を行った。内部統制制度については、都道府県などの地方公共団体の長は令和2年度までに内部統制体制の整備、運用を行い、令和3年度に内部統制評価報告書を作成し、監査委員が審査し、議会に提出、住民に公表するという運用が始まる。

総務省は「地方公共団体における内部統制制度の導入・ガイドライン」（平成31年）のなかで、内部統制の目的として次の4つを示している。

- ① 業務の効率的かつ効果的な遂行
- ② 財務報告等の信頼性の確保
- ③ 業務に関わる法令等の遵守
- ④ 資産の保全

ここで業務の効率的かつ効果的な遂行を一番目の目的としている点は注目すべきであり、過度

な事務負担になることを避ける一方で、不正や誤謬のリスクを効果的に洗い出し、チェックすることを意図しているものとする。当該ガイドラインの中で、

「業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

地方公共団体においてはその事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める（地方自治法第2条第14項及び第15項）という法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。」

との説明がある。内部統制制度の導入は過度の事務負担になることを避けることに重点を置きつつも、他の3つの目的、即ち財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全というリスク管理を効果的に行うことが肝要と考える。

本調査において、手作業の部分が多くデジタル化による省力化、自動化できる余地が相当程度あることが認識されたが、一方で不動産取得税における入手データの読み込みプロセスなど県税事務所による事務手続の違いも認識された。また、引継事項が徹底されておらず補正率の二重乗算による事実も県のホームページで公表されているところである。

税目ごとの賦課徴収事務手続については、デジタル技術の適用を含め県税事務所ごとで個人差のないようにさらなる見える化、標準化を進めるべきと考える。それにより、不効率な手続の是正につながるとともに、内部統制制度の整備、運用が実益のあるものになると考える。

以 上